

いつでも誰でも行ける場所を広げよう!

居場所 ガイド ブック

ふれあい社会



公益財団法人

さわやか福祉財団

はじめに

全国各地で居場所の必要性が高まっています。高齢者だけでなく、子どもたちや子育て中の人、若者世代、生活に困窮する人たち、障がいを持つ人たち、認知症の人たちなどあらゆる世代における課題を解決する手法になっています。まずは人と人とがつながることが、その解決のきっかけになるからでしょう。

地域の至るところに様々な居場所があることで、様々な人たちが出会い、つながり、「またね」の関係が生まれる。この地域に住んでいてよかったという安心感が広がる。「ちょっと困っている」という声に耳を傾け、「それなら任せて」と助け合う関係が始まる。そこに居場所の大きな意義があります。

本誌では、地域の中でより絆を深め、助け合う関係を広げるために、「いつ行ってもいい。誰が行ってもいい。何をしてもいい」= **共生型常設型の居場所**を改めて提案します。既に居場所を始めているけれど、継続や広がり課題を抱えている方々へも共生型常設型の居場所の進め方が解決のヒントになるのではないのでしょうか。また、居場所には様々なタイプがあることを知ってもらい、**行きたい居場所**を始めることや参加することにつながってほしいとの思いで作成しました。これまでの多くの実践者の取り組みから**行きたい居場所が楽しい場所**となり、**楽しい関係**が生まれ、**助け合う関係**に発展しているからです。**助け合う関係**が広がるためには、だれもが**居心地のよい場所**にするための運営のコツもあるようです。

現在、全国各地に助け合いをつくり出し広げる役割を持つ生活支援コーディネーターが生まれており、様々な居場所や助け合い活動を広げるチャンスです。

この冊子は、

1. 生活支援コーディネーターが住民の望む居場所の立ち上げや継続を支援するヒントに
2. 居場所を始めたい人、または実践している人の継続や広がり課題を解決するヒントに
3. 行政などが住民のやる気をそがずに自立した居場所の立ち上げや運営を支援するヒントに

を主な目的として作成しました。

居場所の意義と効果を共有し、各地の取り組みから様々なノウハウをヒントにさせていただくことで、多様な居場所が各地に広がることを願っています。

3 - 7P

1章 居場所ってなに？

居場所に求められる姿／居場所の必要性／居場所の効果

8 - 19P

2章 居場所のつくり方

共生型常設型の居場所を

立ち上げるためのポイント・継続するためのポイント

1 ひ と 思いを持った人を中心に仲間を広げていく

- ① サービスの利用者は一人もいない、みんなが「場の利用者」
- ② 広く地域へ周知する
- ③ 子どもの参加が大きなポイント

2 も の 拠点となる場所や物品

- 場 所
- ① 公共の施設
 - ② 空き家
 - ③ 空き店舗
 - ④ 社会福祉法人の社会貢献活動
 - ⑤ ゼロからつくる
 - ⑥ 自宅開放
- その他いろいろな「場所」

も の

3 おかね 立ち上げ資金や運営資金

- ① 立ち上げ資金
- ② 運営資金
- ③ 行政の補助金・助成金の活用

4 情 報 周知・PR

- 「居場所」を知ってもらう
- ネットワークづくり
- 各自治体の情報収集と情報発信

5 運 営 のコツ

- ① フラットな関係
- ② 約束事（ルール）は最小限に
- ③ 参加者主体の活動にするための工夫
- ④ 参加者の移動の支援
- ⑤ 助け合いの活動につなげるための工夫
- ⑥ 有償ボランティアによる助け合いの活動

20 - 42P

3章 居場所の事例 (21事例)

事例目次

- 1 基幹型 (2事例)
- 2 交流型 (8事例)
- 3 イベント型 (1事例)
- 4 食事会型 (5事例)
- 【子ども食堂】 (2事例)
- 5 その他 (3事例)

43 - 45P

4章 活動に対する支援のあり方

民間による支援／行政による支援の基本的考え方
補助金・助成金以外の行政の支援

46 - 50P

5章 「新しい総合事業」(通いの場)の活用

1章 居場所ってなに？

居場所に求められる姿

いつ行ってもいい、
誰が行ってもいい、
何をしてもいい、

自由な **ふれあい** の場所

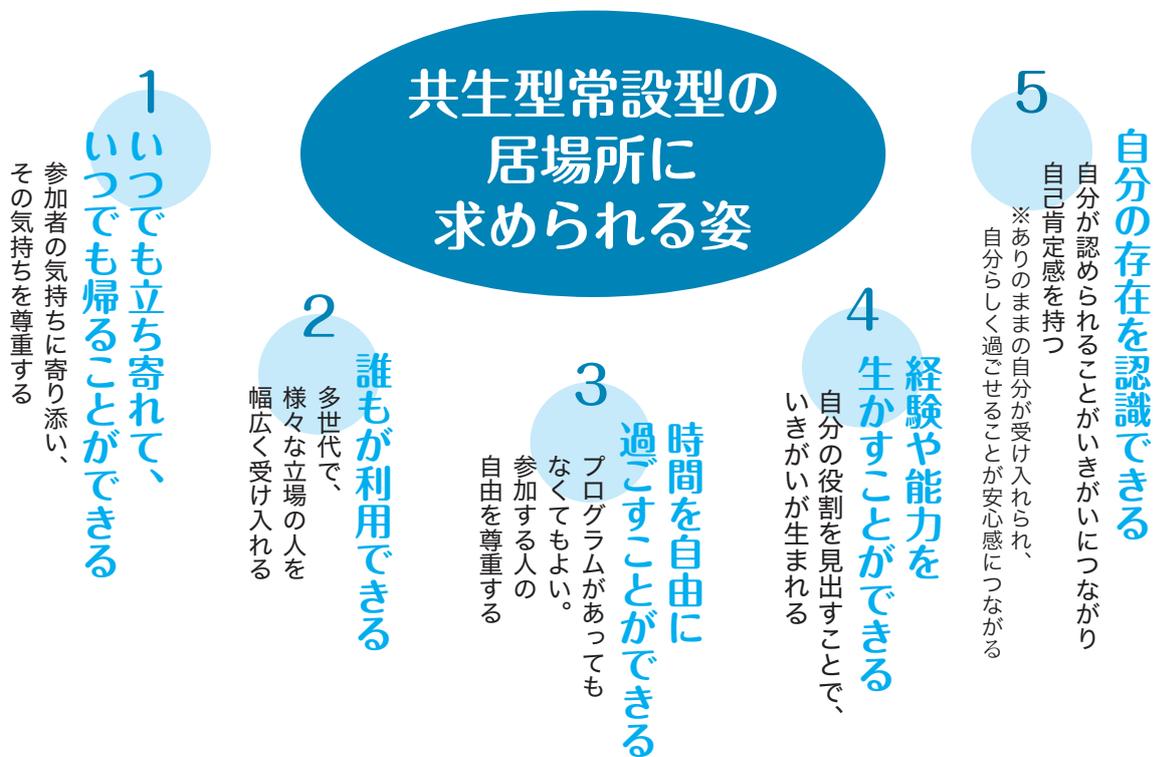
共生型常設型の居場所



共生型常設型の居場所は人と人とのつながりをつくり、
やがては住民参加の基盤をつくっていきます

居場所で、主体的に人と交わることにより、人との絆が生まれ、さまざまな形の助け合い（共助）に発展します。そこで形成された人間関係は、助け合いだけでなく、広く社会の利益（公益）を生みだします。

「共助」をつくる有効な手法としての「居場所」



人と人とのつながりが生まれ、助け合う関係に発展する

（お互い様の気持ちで、互いの困りごとを自分ごとと感じ、助け合いが始まります）

居場所の必要性



1. 日本社会は**互助の活性化**が必要

現代の日本社会は戦後の経済発展や住まい方の変化、人口構造や家族構成の変化などで、かつてあった近隣の助け合いや人とのつながりが希薄になっています。そのために全国各地で孤立や孤独死などの問題が起こっています。子どもから高齢者までが年齢に関係なく誰もが安心してふれあえる温かな関係を求めています。

新地域支援事業は、主に要支援者対象の生活支援サービスなど地域の支え合いを住民主体による地域づくりで推進する制度ですが、2013年以降、障害者総合支援法、生活困窮者自立支援法、子ども・子育て支援法がそれぞれ施行され、どの制度も地域みんなで助け合う活動を推進することが必要になってきています。まさに、今、地域の互助をいかに活性化させていくかが求められています。

2. 互助の活性化には**共感**が必要

活性化のキーは共感です。誰もが人の役に立ちたい、困った人がいたら助けたいという気持ちを持っています。その気持ちを動かす原動力は共感です。居場所での何気ない普段の会話の中から共感が生まれ、自然に助け合いが生まれるのが居場所です。

3. 共感の育成には**居場所**が必要

今、地域や他人のことに無関心なのは大人だけでなく、子どもたちにおいても同じ傾向があります。大都市でも地方でも子どもたちはそれぞれが

ゲームで遊び、子ども同士で遊ぶことが減ってきているといえます。かつて子どもたちの中でも年上の子が年下の子の世話をし、得意な子が苦手な子に協力する、という自然な助け合いがありました。今、共感を育成する場としての居場所が必要になってきています。

4. 今、居場所は**仕掛けない**と生まれない

現代の日本の社会では、一部の人間関係の濃い地域を除き、ほとんどの地域では、あえて仕掛けないと居場所は生まれません。したがって各地で行政も居場所づくりを支援・推進しています。生活支援コーディネーター、協議体の関係者が働きかけることで、きっかけをつくり居場所を広げていく必要があります。

5. 生活支援コーディネーターの**仕掛け**が必要

新地域支援事業における「通いの場」も居場所を広げるチャンスとして活かしていくことが必要になります。それぞれの地域で様々なタイプの居場所が生まれ、多くの人が出会い、ふれあいや共感が生まれ、助け合いのある地域を広げていくことが求められています。



共生型常設型居場所で人と人とのつながりが生まれると…



1. 様々な助け合いに発展

フラットな関係の居場所だからこそ、人と人が出会い、気になる関係となり、助け合う関係に発展します。居場所での絆は共感を生み、様々な助け合いが広がる場所に大きな意義があります。また、その効果は高齢者の介護予防にとどまらず、障がい者の社会性の向上、高齢者等の精神的な自立やいきがいづくり、引きこもりや孤独死の予防、子どもの人間力の向上、商店街の活性化、安全・安心な町づくりなど様々です。

2. 介護予防や認知症予防の効果

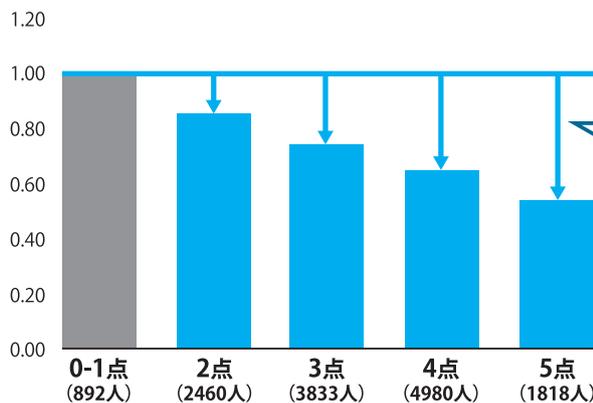
共生型常設型の居場所に参加し、地域の様々な

人たちとつながりが増え、自分の役割を意識することによっていきがいが生まれます。仲間ができて、相談することで悩みが解決したり、例えば、子どもたちに折り紙を教えたり、食事づくりに参加したりと得意なことで役に立つ体験をすることで、生きる意欲が生まれます。気持ちが明るくなり幸せを感じます。居場所への主体的な参加は介護予防や認知症予防の効果があります。このような場が増え、参加する人たちが地域に増えることにより、介護サービスの利用者を減らすことにつながり、いずれは介護保険料を抑制できるかもしれません。

■つながりの多様性と認知症発症リスク

「配偶者あり」「同居家族との支援のやりとりあり」「友人との交流あり」「地域のグループ活動への参加あり」「就労あり」の5項目を集計し、「0-1点」と比べた「2点」「3点」「4点」「5点」の認知症発症リスクを推定

注)年齢、性別、教育歴、等価所得、糖尿、脳卒中、抑うつ、主観的認知障害、手段的自立、歩行時間、趣味の影響を調整



0-1点の人と比べ発症リスク46%減

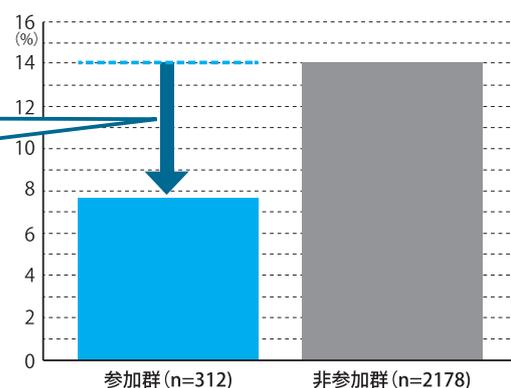
表1

日本老年学的評価研究プロジェクト(2003年、要介護認定非該当者の65歳以上男女を対象にした調査データから、その後の認知症を伴う要介護発生状況を追跡)より

■サロン参加群で要介護認定が低い～5年間を追跡した結果～

5年間で要介護認定率は約半分(6.3%ポイント)抑制されていた

*5年間のコホートデータを使用。約2400人を解析した結果。
*注:コホートデータ:同じ属性条件の集団



2007年から2012年までの5年間の要介護認定率を参加群と非参加群で比較した

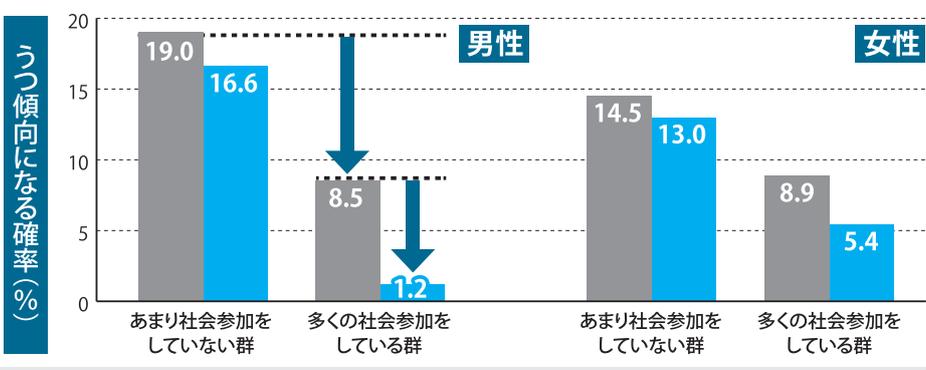
表2

地域づくりによる介護予防を推進するための研究 (27410101) Hikichi H., Kondo N., Kondo K., et al.(2015)Journal of Epidemiology and Community Health(2014-205345)

■役割を担って 社会参加している男性はうつ発症リスクが7分の1

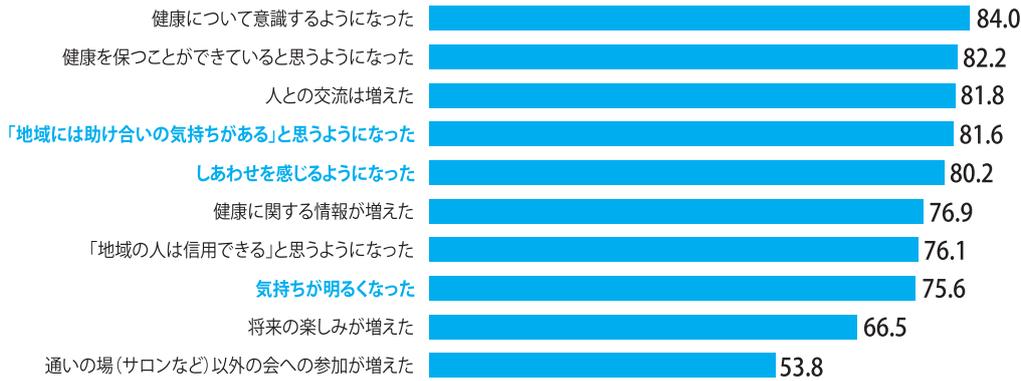
調査対象者: JAGES2003年調査時点ですうつ傾向が無く、2006年調査にも回答した65歳以上の2728人

趣味、スポーツ、町内会、ボランティア、老人クラブ、業界、宗教、政治グループへの参加をたずね、主成分分析で社会参加得点を算出



地域づくりによる介護予防を推進するための研究 (27410101) Takagi, D., K., & Kawachi, I. (2013). BMC Public Health, 13:701, doi: 10.1186/1471-2458-13-701.

■全対象者における通いの場参加後の心理的な変化の割合



*通いの場参加後の心理社会的変化の設問10項目に対し、「はい」と回答した者の割合

表4

厚生労働科学研究費補助金(平成27年認知症・一般001)平成28年度総括・分担研究報告書56Pより

表1～表3 出典: 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) による「地域づくりによる介護予防を推進するための研究 (27410101: 代表者・近藤克則)」

3. その他具体的な効果（全国の様々な居場所ですら実際にあったエピソードです）

*子育て支援・学校支援

不登校気味になっていた中学生が居場所に行くと、「いい子だね」「かわいいね」と声をかけられ、自分が大切な存在であることを認められたことで、自信を持つようになり、幼い子どもたちの面倒を見たり、お手伝いをして積極的にボランティアに取り組むようになりました。居場所は多世代がふれあい、お互いを認め合い、受け入れ合う場所であり、子どもたちは大きな成長を遂げることができます。

*高齢者の精神的自立・いきがい

一人暮らしの80代女性は脳血管障害で手術し、入退院を繰り返しながらも、希望して自宅で暮らしていましたが、要介護4にまで悪化し落ち込んでいました。しかし、知人の紹介で居場所に通うようになりました。居場所の雰囲気がよく、通うことが楽しみになる中で、このまま元気になってしまったら、通えなくなるのではないかと心配になってきました。しかし、元々明るい性格で面倒見もよく、人の輪の中心にいることの多いその女性は「みんなのボランティアさん！」と声がかかり感謝されて、ますます元気に笑顔で過ごしています。

*引きこもり・孤独死予防

夫の死をきっかけに住み慣れた家から遠くの都市に住む息子家族宅に引っ越してきた女性、慣れない環境で食欲がなくなり家に引きこもるようになってしまいました。体調も芳しくなく医者に通うようになった時、その医者から地域の居場所を紹介されました。居場所のスタッフは「知らない土地で暮らすのはストレスがたまることでしょ。おもいきり吐き出してください」と声をかけ、心情を吐露する女性の話をそのまま受け止めてくれました。次第に元の元気を取り戻した女性は居場所の受付係を引き受け、80代半ばになった現在もお元気です。その後も居場所の中で子どもたちに折り紙を教えるなどの役割を持って活躍されています。

また、気難しい高齢者のところに赤ちゃんが近

づいていったことで、初めて笑顔になった、という事例は全国各地の居場所で見られるエピソードです。

*安全・安心な町づくり

「ご近所の高齢の方がゴミ出しに困っている」「小学生の登下校が心配なので見守りをしようか」など、居場所に集う人たちの会話から、同じように気になっていた人たち同士が仲間になって助け合う活動が出てきています。その中には普段の生活の中で気軽にちょっと手伝えることや、登下校時に防犯のための見守りをするような活動もあります。さらに、一人暮らしの高齢者の家の中での困りごとや、子育て世代の困りごとなどを有償で助け合う活動まで幅広い助け合いが生まれています。

無縁社会ということばで表現されることもある都市部だけでなく、地方においても孤立、孤独死の問題はあります。日ごろからの防犯、災害時の避難など地域で顔の見える関係を築いていくことが大切になります。

また、認知症の高齢者の外出に伴って起こる様々な問題などもあり、地域の中で理解を深め、地域のみんで協力して見守ることができれば、安心して最期まで地域で暮らすことも可能になってきます。

*共生による人間力の育成

いろいろな人たちが交流することで、誰かのために協力したいという気持ちが自然にわき、助け合ったり「ありがとう」と言って認め合ったりする関係が生まれます。ある居場所では、視覚障がいの方が、知的障がいの小学生と一緒に遊んでいる場面や、子どもたち同士でも高学年の子どもたちが低学年の子どもたちの面倒をみる場面がよく見られます。居場所は多世代のいろいろな立場の人が共生して過ごすことができる場です。そのような交流によってお互いを思いやる心や助け合う気持ちが芽生え、子どもたちにとっても大人にとっても人間力の向上が見られます。

2章

居場所のつくり方

共生型常設型の居場所を立ち上げるためのポイント・継続するためのポイント

(新潟県の「地域の茶の間」の実践から学ぶ)

「共生型常設型の居場所を立ち上げたい」「今の取り組みを活性化したい」という方に、各地の居場所の取り組みから様々なポイントを紹介し、自分の始めたい居場所の参考にしてください。



地域は子どもから高齢者までが共生している

地域には赤ちゃんから子育て中のお母さん、お父さん、学生、働く世代、高齢者、外国人、生活困窮者、障がいのある人、認知症の方など様々な人が一緒に暮らしています。100人の人がいれば100様の暮らしがあり、歴史を持っている人たちです。居場所を始める、または運営するときにそのことを大切にします。いろいろな人が暮らしているのが地域であり、違いがあって当然で、やりたいことも得意なことも違います。その日の気分によって違うこともあります。うれしいことも、うれしくないこともみんな違います。

居場所は一緒に時間を過ごすだけでなく、ともに最期の日までこの地域で暮らし続けようと思うきっかけをつくる場であり、地域の助け合いを広げる土壌をつくる場であることを共有してつくっていきましょう。

「行くところがあり」「居られるところがある」ことは地域の誰にとっても大切なことです。そのような居場所が地域にあることで、若い世代も安心して働くことができるようになり、子どもたちの安心にもつながります。すべての人の幸せを大きくすることにつながるようになります。

* 地域のニーズに応じて多様な居場所をつくる

生活支援コーディネーターと協議体が町内会レベルで座談会を開いたり、住民にアンケート調査や聞き取り調査で必要な助け合いについて聞き出すと、どの地域でも「集まる場所がほしい」という声が上がります。それだけ住民はつながりをつくることを求めています。その時に様々なタイプの居場所を紹介し、押しつけではなく、自分が参加したい、行ってみたい居場所が立ち上がっていくように情報提供していくことで主体的な居場所の立ち上げや、継続につながります。また、多様な居場所が地域にあることが、多くの人が行きたい時にいつでも行くことができる場所のある地域になります。

* 居場所づくりをどのように支援していくのか

生活支援コーディネーターは「みんなで集える場所をつくりたい」など思いを持つ人を中心に居場所の立ち上げを支援していきます。その思いに賛同する人や共感する人で「どんな居場所にしていきたいか」を話し合い、**ひと、もの（場所）、おかね、情報**（どう周知していくか）、**運営のコツ**などについて様々な情報を提供しながら支援をしています。



1 サービスの利用者は一人もいない、みんなが「場の利用者」

「高齢者が多く、人口減少して担い手がない」という声をよく耳にします。共生型常設型居場所にはサービスの利用者はいません。参加する人はみな「場の利用者」です。例えば、座布団を敷く、お菓子を皿に入れる、テーブルの花を飾る、お湯を沸かす、お茶を出すなどできることはできる人がします。自分の役割があることは「居心地がいい」ことにつながります。また、居心地がいい場所は「相手を思いやる気遣いがあるものの、必要以上に気を使わなくてもいい場所」「自分らしくいられる場所」ともいえるでしょう。そのような場所であれば人は集まります。集まっている人それぞれの「得意そう」「できそう」ということが見えてきたら、「やってくださいませんか」と声をかけてみてはいかがでしょうか。

新潟市の「実家の茶の間・紫竹」では、鍵の開け閉めや朝の準備や後片付け、居場所に初参加の人などへの気遣いをする当番は「カレンダーの裏紙に自分で書く」という手上げ方式です。ベテランとペアで当番を体験し、そのコツを学び、気遣いの達人となっています。一人一人の自発性を尊重して取り組むことで誰もが主役になれるように皆で気遣い合うことが多くの人々の参加につながり、一部の誰かの負担にならない運営にもつながります。

「誰かが始めれば手伝うけど、自分が中心では始められない」という声をよく耳にします。大きな責任を持つことなく、“自分が行きたい居場所”を2～3人からでも仲間と一緒に始めてみませんか？

2 広く地域へ周知する

オープンする前に地域の人たちに広く知ってもらうために、説明会や開所式などはできるだけ多くの地域の人に声をかけて行い、場の目的や誰でもいつでも来ていい場所であることなどを伝えます。生活支援コーディネーターや協議体もより広く地域の人たちに伝えるために、チラシや回覧板を使って発信に協力するとよいでしょう。

3 子どもの参加が大きなポイント

そのようにして取り組みが始まっても、しばらく経つと「いつも同じ人しか来ない」「町内会館ではじめたら隣の町内の人は来にくい」など参加者が広がらないとの声を聞きます。その時の解決策の一つとして「小学校や保育園とつながる」ということがあります。公立の小学校や中学校は身近な地域にあり、同じような生活環境の子どもたちが通っています。例えば、生活科や「総合的な学習の時間」の地域学習などの機会に居場所に来てもらうようなプランを学校に提案し、参加してもらうきっかけをつくってはいかがでしょうか。

ある居場所では近隣の保育園の子どもたちが散歩途中に寄り、地域の人たちと交流しています。子どもたちと高齢者が一緒に過ごすことで高齢者は元気になり、子どもたちも声をかけてもらい、ほめてもらって自然に自信がつくなど相乗効果が生まれています。さらに、子どもたちは家に帰ると家族に「今日は居場所に行って楽しかった」などと話をします。それを聞いた大人たちが「どんなところだろう」と覗きにいくようになり、次第に信頼関係が広がっていったという事例もあります。信頼を広げていくには口コミが一番ですが、一つのキーは子どもたちの参加にあります。

2 もの 拠点となる場所や物品

場所

様々な場所を活用した例をご紹介します。それぞれにおいてもメリットとデメリットがあります。そのうえでいろいろな人の力や知恵を生かしてみんなでつくっていったほうがでしょうか。

① 公共の施設

* 公民館や集会所

歩いて行けるところにあるなど、住民に身近で、費用もほとんどかからない点から、各地で居場所やサロンなどが取り組まれています。しかし、時間が限定されていること、予約や鍵の開け閉めなど必要なこともあり、様々な組織と共同で使うなど自由度は低くなります。

また、活動に必要な物品を開催場所に持参しなければならない場合もあります。そのような場合は活用する物品を、参加者が分担して搬出搬入をするなどの工夫をして、みんなが役割を持つことでみんなの居場所という意識につなげることもできます。

* 空き教室

少子化に伴い空き教室や閉校した学校などもあります。公立の小学校などは住民にとって身近な懐かしい場所でもあり、そこを地域の居場所にするのも一つです。その場合、事例などを紹介し、子どもたちの自己肯定感を育むことにつながっているなどの効果を伝えながら、学校長などに働きかけて進めるとよいでしょう。また、様々な人たちが学校の活動に協力することにつながる可能性もあります。

参考例 1 千葉県四街道市の「コミュニティ喫茶“樺”」
(第3章 居場所の具体例 34ページ)

② 空き家

いろいろな地域でも空き家が目立ちます。空き家を活用したいと思う場所は家庭的な雰囲気があり、ほっとくつろげる居場所にもなっています。また、空き家があるとごみ屋敷となり犯罪の温床になる場合もあり、空き家を居場所にすることは

有効な活用方法といえるでしょう。そのためには各自治体の空き家対策窓口（都道府県、市町村ごとに空き家対策に関わる部署を設置しています。担当課の名称は自治体ごとに異なります）に相談し、地域の中で有効利用ができるよう行政担当課に働きかけて協働で取り組むことがよいでしょう。

参考例 2

行政が空き家の活用に協力している事例

◎京都市 「空き家活用・流通支援等補助金」
(京都市まち再生・創造推進室)

地域の居場所づくりや留学生の住まい等、地域のにぎわいや安心のために空き家を活用する場合、改修費や家財の撤去費の一部を補助しています。【特定目的活用支援タイプ】

*補助金額は京町家の場合については、
上限90万円、補助率3分の2

③ 空き店舗

商店街の空き店舗も増えてきています。商店街に居場所があることで、人の流れが増えて、賑わいが戻ってくることが期待されます。行政の担当課に働きかけて取り組むとよいでしょう。中小企業庁の「地域・まちなか商業活性化支援事業」などで、地域の交流を目的にした活用への支援も始まっています。

参考例 3

「高南の居場所 あえるもん（袋井市）」
(第3章 居場所の具体例 24ページ)
「大仙市交流プラザのびのびらんど」
(第3章 居場所の具体例 32ページ)



④ 社会福祉法人の社会貢献活動

社会福祉法人が運営する施設が社会貢献活動として地域に開かれた居場所を始める例が出てきています。社会福祉法人は2016年の改正社会福祉法で社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するために、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されました。従って各法人が創意工夫をこらした多様な公益的な取り組みをする必要があります。

企業もまた居場所など地域に貢献する活動をすることで信頼が高まり、本来の事業にプラス効果を生むことにもつながります。社会福祉施設の送迎バスを日中の空いている時間に活用して地域住民の買物支援をする法人も出てきています。場所の提供や送迎などを働きかけてはいかがでしょうか。

参考例 4

「高隈地区ドライブサロン（鹿児島県鹿屋市）」

（第3章 居場所の具体例 40ページ）

「カフェ オレンジリボンウッド（とまり木）

（東京都杉並区）」

（第3章 居場所の具体例 42ページ）

⑤ ゼロからつくる

「ずっと居場所を立ち上げたかった」という思いを持った人がいて、構想を持ち、それを実現しようと自己資金で立ち上げました。思いに賛同する仲間たちも集まり、第2層の生活支援コーディネーターも協力して夢の実現を応援し、みんなで運営しています。

参考例 5

新潟市江南区にできた地域の茶の間「野の花」

は、思いを抱いていた人が仲間と費用を出し合い、一軒家の居場所を建設し、みんなが集える思いのこもった居場所を始めました。

誰でも気軽に立ち寄れるみんなの茶の間です。

お気軽にどうぞ、と呼びかけています。

毎週水曜と土曜の10時～15時 昼食あり、利用料は大人300円、子どもは無料です。

2018年4月の開設の時の挨拶文に、主催者の山岸洋さんの気持ちがよく現れていますので、ご紹介します（下記囲み内を参照）。思いのある人と、応援する人の力が合わさって、1軒の居場所をつくるのが実現したのです。

■地域の茶の間「野の花」に託す思い

地域ネットワーク亀田 代表 山岸 洋

8年ほど前、家族と一緒に、河田瑠子さんが主宰している地域の茶の間「実家の茶の間」を訪れ、障がいのある人も、お年寄りも皆で卓を囲んで談笑しているのを見ました。

「私たちの地域にも、このような人と人とを結ぶ居場所があればいいね」と話し合いました。その想いを抱いたまま歳月が過ぎてしまいましたが、昨年新潟市主催のシンポジウムや「茶の間の学校」を受講して、たくさんの勇気をいただき、夢をふくらませておりました。

「今しかないよ」「ボランティアとして参加したい」「みんなで作ろうよ」と私の背中を押してくれる仲間や家族がいました。

年齢や資金面などから分不相応と思いつつも、老後のための貯えで小さな住まいを建て、長年の願いを託す決断をいたしました。

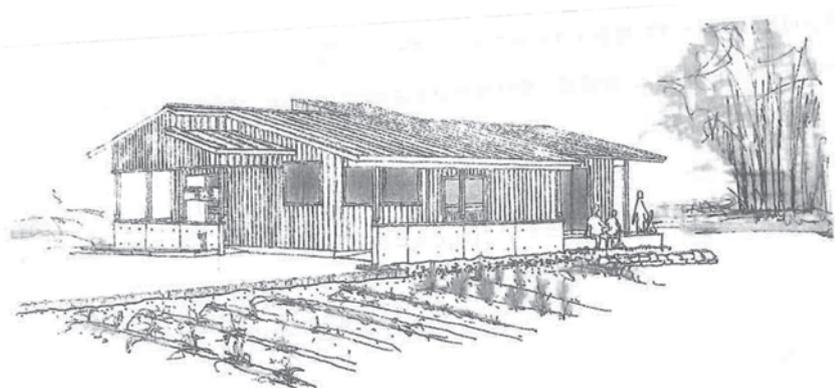
運営についても新潟市のモデルハウス並みのサービスの提供をするためには、補助金の開差から運営の見通しは困

難な状況にあり、多くの難題が山積みしております。課題の一つひとつをみなさんと共に考え、一歩ずつ道を拓いていきたいと願っています。

茶の間の開設はゴールではなくスタートです。この茶の間を拠点とした独自性のある支え合いの地域づくりを目指して、一緒に歩んでください。

茶の間の名称は、小学5年生の孫娘の発案により、「野の花」といたしました。

ひっそりと野にさく花のような小さな輝きを持ったみんなの居場所にしてほしいと心から願っております。



⑥ 自宅開放

例えば「一人暮らしをされており、空いている部屋がある。みんなでご飯を食べることができたらうれしい」と1階の部屋と台所などを開放している居場所もあります。

■その他いろいろな「場所」

お 寺：善了寺（神奈川県横浜市）

第二本堂「聞思(もんし)堂」内に地域の人が誰でも立ち寄れるカフェを開設。建物も大学生・門徒・地域の協働で職人の指導のもとワークショップ方式で制作、こだわりの食材を使うランチ・カフェでは、様々なイベントも開催しています。参加費は「^{*}恩送り」というイベントもあります。

*恩送り：江戸文化にあった、誰かから受けた恩をその人に返すのではなく、別の人に送ること。めぐり、つながる、いつくしみや感謝の心。「今回だけではなく、未来へこのムーブメントがつながっていきますように」という気持ちを込め、参加費を自由な額で払うしくみ

企 業：大里総合管理会社（千葉県大網白里市）
不動産会社の事務所を「まちの明るい公

民館」として地域に開放し、いつも多くの地域の人が集い交流する場になっています。地元の企業として社会貢献にもなり、住民にとっても信頼できる身近な存在になっています。

*事務所内の空きスペースは全て開放/地域の作家さんの手作りショップ「ハンズフル」/地域の主婦が日替わりシェフになる「コミュニティ・ダイニング」/地域の人が先生になって教える「地球塾」/夏休み中は子どもたちがひと月過ごす「KBAサマースクール」その他イベント多数。

移動式：ふらっとカフェ鎌倉（神奈川県鎌倉市）

（第3章 居場所の具体例 38ページ）



もの

例えば、テーブル、椅子、座布団、食器類、お茶道具等々、居場所で使うものについては初期資金を準備して購入するのも一つですが、「居場所をはじめます」という地域への呼びかけとともに「家に眠っているコーヒーカップを提供してくれませんか」など呼び掛けてみるのも一つです。住民にとっては“もの”を提供することが居場所への参加のきっかけになり、多くの人の参加により居場所が作られていくことにもなります。



3 おかね 立ち上げ資金や運営資金

椅子一つでも居場所は始められますが、改修費などを考えると立ち上げにはある程度まとまった資金が必要です。各地の行政（都道府県、市町村）も様々な担当課で居場所に関する補助金を出しています。新しい総合事業でも「通いの場」や「通所型B」として補助金を出すことが可能です。また、助成団体が出している場合もありますので、調べてみるとよいでしょう。

立ち上がった後、継続して運営するための運営資金は補助金などの活用もありますが、参加者みんなで自立して運営していくという姿勢も大切です。年会費や参加費、賛助会費、寄付金などを広く集め、また、バザーなどを開催し、居場所の取り組みを広く周知しながら資金を集め運営していくことがみんなの居場所となっていくともいえるでしょう。

① 立ち上げ資金

【補助金・助成金】

自治体などからの補助金・助成金（高齢福祉、まちづくり、小さな拠点づくり、縁側づくり推進事業等）、新しい総合事業（B型、一般介護予防事業）等、様々な支援が自治体ごとで工夫されています。

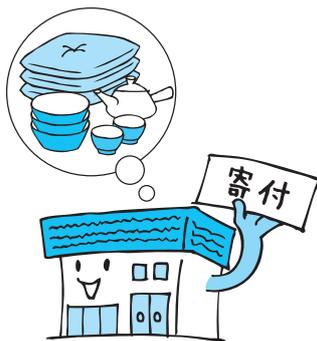
*補助金などの情報は第5章46ページ~49ページを参照

【自分たちで】

会費、出資金方式、活動団体の余剰金、バザー等の収益

【寄付】

地域の自治会、企業、商店街、社会福祉法人、個人の寄付、クラウドファンディングなど



*クラウドファンディング：活動の趣旨を支持する不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行い、活動を支援するシステム

*あえて補助金・助成金をもらわないで、自由に運営したいと立ち上げるところもあり、立ち上げは新しい総合事業を活用し、運営は自分たちで等々々です。

② 運営資金

【補助金・助成金】

新しい総合事業の活用 *第5章参照

【自分たちで】

参加費、賛助会費、バザーや物販などの収益

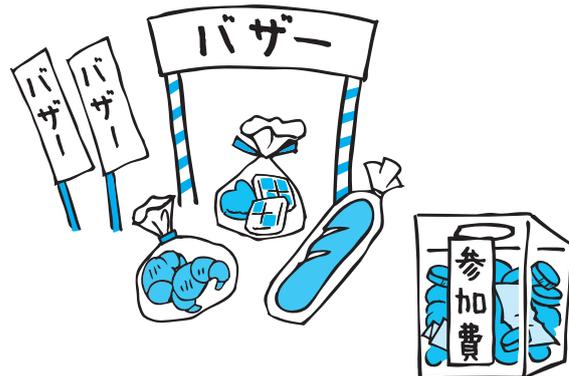
【寄付】

食材や活動に必要な物品の寄付

*継続した運営をするためには、住民による自主性、自立性を損なわないようにすることが重要です。そのためには補助金・助成金に頼らない運営が大切です。

参考例 6

新潟市8つの行政区で運営されている地域包括ケア推進モデルハウスは開設費や光熱水費・電話料金と家賃を行政が補助しています。例えば、東区の「実家の茶の間・紫竹」では、2014年の開設時の資金40万円は新潟市の一般会計予算から補助。新しい総合事業を開始した2017年からは一般介護予防事業費で光熱水費と電話料金の約2万円（月額実績）と家賃（10万8千円）を補助していますが、それ以外の運営費は、年会費・賛助会費2千円、参加費300円やバザーの収益や寄付金で運営しています。



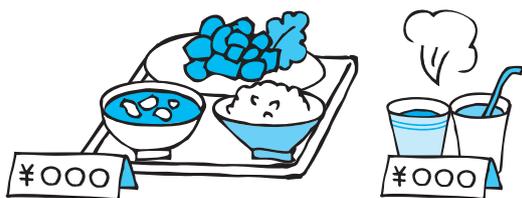
参考例 7

新潟市中央区モデルハウス
しもまち笑顔の家 ピンチをチャンスに！

水道が凍結し破裂して2階の床に穴が開いてしまい、地元紙にこのことを伝え寄付を募りました。その時にモデルハウスの意義と様子を伝えると約50万円が集まり、壊れてしまったガスレンジやコーヒーメーカーなどの調理機材の購入に充てることができました。さらに大工さんの協力者が現れて、生活支援コーディネーターも1層2層4人が一緒に関わって壁塗りなども行うことになり、予定よりも費用と時間をかけずに修繕できたのです。生活支援コーディネーターも地域の人もこれがきっかけで心が一つになり、みんなの居場所となりました。

ご紹介したように立ち上げ費用や運営費用の準備・活用には様々な方法があります。立ち上げを目指すメンバーで協議し、目的に合うような方法を選びましょう。

改修工事などは、協力する人を集めて、できる部分は自分たちで進めることで、自分達の居場所という意識を持つことにもつながります。



⇒秋田県鹿角市 立ち上げ時に整備事業費(同30万円)

その他に必要な費用(同10万円)。運営費用は1回の開所につき1,200円を補助。

賃借料がある場合は、固定資産税相当分(上限で年額10万円)、家賃相当分(上限で月額1万円)の補助。

⇒熊本県「地域の縁がわへの支援」(熊本県健康福祉部健康福祉政策課地域支え合い支援室)



参考例 8

「健軍くらしささえ愛工房」

(第3章 居場所の具体例 30ページ)

*自治体ごとに名称も担当部署も異なります。高齢者福祉だけでなく、子ども子育て支援、まちづくり担当課も含めているような支援があります。対象を限定しない居場所にするためにも行政の担当課にとらわれない助成金を選ぶことも大切です。

*行政の補助金は永遠には続きませんから、自立して主体的に運営できる補助金の利用が大切です。

*2018年度現在での状況です。

③ 行政の補助金、助成金の活用

(一例を紹介します)

⇒群馬県富岡市 2012年「ふれあいの居場所づくり事業補助金交付要綱」

1か所につき、立ち上げ時の改修費や修繕費(上限30万円)、運営に必要な物品購入費(同10万円)

⇒京都市 2012年「高齢者の居場所づくり助成金交付」制度

2017年度からは「健康長寿サロン」設置及び運営に対する補助制度を設けている。月2回以上、1回あたり3時間以上の活動、住民主体で概ね65歳以上の高齢者5名以上が他の世代との交流をして介護予防を図ることを目的としている等の条件がある。立ち上げ時は整備費(同20万円)と備品購入費(同5万円)。その他に開所日数ごとに運営費(年額1~7万円)の助成

● 居場所を知ってもらう

何よりも地域住民の信頼が大切です。誰が行ってもいい、いつ行ってもいい、何をしてもいい自由で安心して楽しい居心地のいい場ということを伝えていきます。

- ・まずはご近所へのあいさつから
- ・自治会・町内会、老人クラブ、民生委員等への説明
- ・回覧板・掲示板等
- ・行政の広報紙の活用
- ・学区の学校、保育園や学童保育等との連携
- ・口コミ/チラシ/ホームページやSNS

口コミ：「居場所に行ったら楽しかった」「通っているうちに自分の得意なことで仲間の役に立つことがうれしい」などという声は大切に、実感した人からの誘いは必要な人の参加につながります。

チラシ：広範な情報発信のためには「チラシ」を製作し、配布することや掲示する方法もあります。

ホームページ・SNS：

最近は年齢を問わずスマートフォンの活用者が増えています。

ホームページを作成することや、SNSを活用しての情報発信も有効です。SNSの活用には写真の掲載などの個人情報の保護に関する配慮も必要です。



⇒居場所での支援や助け合いの活動の情報

居場所には地域の様々な人が集まります。生活支援に関わる相談や医療・福祉に関する情報等、暮らしに役立つ地域の情報が見られるように掲示板を作ったり、チラシを置くコーナーを作っているところがあります。

⇒専門職の参加により、相談やアドバイスが受けられる

保健師や作業療法士が定期的に訪問して参加者の相談を受けたり、持っている力を引き出すヒントを出してもらったりしている居場所もあります。

● ネットワークづくり

「運営者が高齢化して跡継ぎに困っている」「男性が来ない」「いつも同じ人しか来ない」などの悩みを「居場所交流会」などを開催し、情報交換により様々な方法を共有しながら解決につなげます。

既存の居場所やサロンの実践者やこれから始めたい人たちを対象に集ってもらい、みんなが同じ気持ちの仲間であり、助け合う地域を広げるための大切な資源であることを確認し合います。

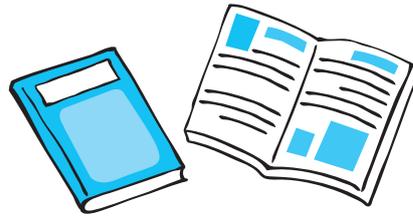
愛知県大府市では、「ふれあいの居場所研修会」で活動発表・研修会・交流会などを行っており、新潟市では、「地域の茶の間大交流会」や「茶の間の学校」「助け合いの学校」を区ごとに生活支援コーディネーターも関わり、河田瑠子さんを講師に開催し、居場所や助け合い活動を広げています。



● 各自治体の情報収集と情報発信

立ち上がった居場所をまとめて情報誌や事例集、ホームページなどで市民に発信することは新規立ち上げや参加、既存の居場所の運営のヒントとなり、居場所の広がりや役に立ちます。静岡県や熊本県、新潟市をはじめ全国の自治体や中間支援組織が「居場

所のガイドブック」「事例集」「活動マニュアル」
などを作成しています。新しい居場所づくりのため
の情報や、自分たちの居場所の活動の継続のための
ヒントを得て、情報を交換するためにも、自分の住
む自治体の情報を活用してはいかがでしょうか。



参考例 9

居場所サミット in 神戸

(主催：認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸〈CS 神戸〉)

サミットの参加申込書を活用して市内の「居場所」の基本情報を収集して、区別に整理した居場所のガイドブックを作成しています。身近なところにある居場所の活動日や活動内容を知ることができ、自分に合う居場所を探しやすい資料となっています。

◇ **2016年 第1回 居場所サミット in 神戸**

「みんなでつくろう！わがまち居場所 Big Map！」

これから、もっともっと地域に必要な「居場所」。多様な人々が集い、交流と活気が生まれる「居場所」を「もうやっているよ！」「これからやりたい！」という皆さんで実践交流・情報交換しませんか？自分の地域に新たな「居場所」を発見したり、交流することで自分の「居場所」もパワーアップできるかも！わがまち自慢の『居場所 Big Map』を作りましょう。

第1部 「居場所」実践者による発表とパネルディスカッション

第2部 地域別「居場所」Big Map作り

参加者の情報を元に、「地域の居場所データ集」を作成

◇ **2017年 第2回 居場所サミット in 神戸**

「あつまる はなす 次への一步」

第1部 基調講演「人と人とのつながりから広がる安心社会」河田瑠子氏（「地域の茶の間」創始者）

第2部 課題別（人、場、お金など）に分かれてディスカッション

◇ **2018年 第3回 居場所サミット in 神戸**

「多世代・多機能 魅力ある居場所運営のために」

第1部 神戸市の現状報告と居場所に関する施策紹介・問題提起、先進事例の紹介

第2部 グループワーク（区別エリアに分かれてディスカッション）

- * CS 神戸をはじめ、「神戸いきいき勤労財団」「コープこうべ」「しみん基金 KOBE」「コープともしびボランティア振興財団」「しゃらく」の中間支援6団体が実行委員会メンバーとなり、各団体の強みを活かした取組みができています。
- * CS 神戸では2015年度より「居場所コーディネーター養成講座」を実施、3年間で約100名が受講し、15ヶ所の居場所が立ち上がっています。
- * ステップアップ研修会&交流会、フォローアップ講座、居場所ラリーなども開催しています。運営のコツを共有、情報交換の機会になっています。

5 運営のコツ

居場所を運営していく中で様々な悩みも出てきます。例えば、「いつも同じ人だけが集まっている」「男性が参加しない」「マンネリ化してきた」「運営資金が足りない」などです。

全国にある様々な居場所の中には、いつでも多様な人が集い、それぞれの人が自分を活かしているいきと過ぎしている居場所があります。長く継続している居場所では人と人が互いに居心地のよい関係になり、過ぎしやすいようです。では、そのような居場所を運営していくためには、何が大切なのか。各地の様々な居場所の取り組みから、ポイントをまとめてみます。継続して運営していくうえでのヒントにしてみたいかがでしょうか。

① フラットな関係

居場所を訪ねたときに、気持ちよく迎え入れてもらえ、その人自身として受け入れてもらえると、人々の心には安心感が生まれます。お客のように特別扱いされることなく、みんなが対等で、ふれあっているところは、居心地がよいものです。例えば、80代の女性がお茶を入れています。それを70代の男性が給仕しています。できたランチを、居場所に来ている子どもたちも率先して運びます。食事が終われば、できる人が台所まで食器を運びます。みんなが「お願いできる?」「ありがとう」と声を掛けています。それは自然で、誰かが仕切り過ぎている様子はなく、誰もが助け・助けられている状態、つまりお互いさまの対等な関係です。

② 約束事（ルール）は最小限に

様々な人たちが自由に入出入りする居場所を運営していくうえで、やはり約束事（ルール）も必要になります。しかし、それはできるだけ最小限にすること、お互いに気づき合うようにすること

が、参加者の心を自由にし、より人と人との心地よい関係をつくることにつながります。例えば、誰かが誰かを注意することで、人と人との関係をぎすぎすしたものにならないよう、紙に約束事（ルール）を書いて貼り出し、誰もがその場で気づくように工夫することもできます。あわせて、「これ以外のルールにはこだわらないようにしましょう」という無言の呼びかけにもなっています。

「地域の茶の間」のルールはこの3点

- ・ 誰が来ても、「あの人は誰?」という目をしない
- ・ プライバシーを聞き出さない
- ・ その場にはいない人の話をしない

このルールは新潟県内の他の居場所だけでなく、全国各地の居場所でも参考にされています。

その他の約束事（ルール）

～様々な実践現場から～

- * それぞれの居場所に参加する人たちでつくっていくことが大切
- ・ 世話する人とされる人という分け方をしない。例えば、調理当番がいて、エプロンを着用するのは台所だけとする
- ・ 自分でできることは、自分でできるようにする
- ・ できるだけ来ている人たちで運営するようにする
- ・ 湯飲み茶碗を紙コップにすることで、誰かに洗ってもらうことへの気遣いがなくなる。また、コップにペンで名前を書くことで、初めて会った人同士もお互いの名前がわかり会話が始まりやすい。さらに衛生上もよい
- ・ 食事が終わっても、みんなが終わるまでは席を立たないようにする。誰かが立つと、誰かが何か手伝わなければいけないと立ち上がるなど、余計な気遣いが生まれ、ゆったりとした雰囲気壊してしまうため
- ・ テレビは置かない

- ・「あの人嫌い」は2度まで、3度目はレッドカード

③ 参加者主体の活動にするための工夫

できること、得意なことでもみんなが役割を持つなど、参加者をお客にしないことが大切です。

各地の居場所で工夫していること。

- ・みんなが主役、みんなでつくる
- ・頑張りすぎない、無理をしないで、のんびり続ける
- ・最初から完璧を求めず、やっていながらみんなでも中身をつくり上げていく
- ・できる時に、できる人がやる。できない時はできる形に変えてやる
- ・意見交換の場を持つ
- ・誰でも受け入れ、その人らしさを認め合うことが大切。その人の力を生かし合う
- ・運営していく際のお金の管理にあたっては透明性が重要
- ・基本は、日々のお金の出入り記録。領収書などの管理は必須
- ・居場所の運営費用などについては情報公開する。参加者や地域の人たちなどからの参加費や寄付金、人々の志によって支えられている活動であることを念頭に置き、地域の信頼を育み、継続した活動につなげる

④ 参加者の移動の支援

「送迎がなくて、参加できない人がいる」という声をよく耳にします。ご近所の方が「一緒に行きましょう」と声をかける。居場所のスタッフが居場所へ行くついでに、「ついでにだから」と乗せていく、などの居場所もあります。

また、新しい総合事業に盛り込まれた新しい類型に「訪問型サービスD（移動支援）」があります。これは、通所型サービスを利用する場合に、その前後の送迎も含まれる形での支援が可能です。居場所の活動をすでに行っている人が、新たにその送迎を行おうとする時などに、検討できる類型です。

移動サービスについては、道路運送法上の問題がありますが、例えば地域通貨や時間通貨などを

活用している居場所もあります。どうやったら、その人が参加できるようになるか、みんなで相談し、知恵を出し合い、実現していくことが大切ではないでしょうか。

参考資料

さわやか福祉財団の「助け合い活動創出ブック」3-5「助け合い」としての移動サービスをご参照（さわやか福祉財団のHPからダウンロードできます）

⑤ 助け合いの活動につなげるための工夫

居場所で人と人がつながると、「ちょっとお願いしようか」「お手伝いしようかな」という関係になってきます。そこで、助け合いのツールがあれば頼むほうが頼みやすく、助けるほうも気兼ねなく助け合うきっかけになります。

◎ 助け合いのツール「時間通貨」

時間通貨とは、誰もが平等に持つ時間を単位とした相互扶助型の地域通貨です。時間を単位とすることで、子どもから高齢者まで、障がいがあるなしに関わらず、人が人を助けることにおいて対等に助け合うことにつながります。

⇒助け合いのツール「時間通貨・ありがとう」

徳島県藍住町の「幸せの家・ありがとう」では「時間通貨ありがとう」を使い、子どもたちや高齢者をはじめ、様々な人たちが自然にふれあい、生かし合い助け合っています。

⇒助け合いのツール

時間通貨「周」と地域通貨「あえる」

静岡県袋井市のNPO法人たすけあい遠州が運営していた「まちの居場所 もうひとつの家」では、時間通貨「周」を取り入れていました。うれしい気持ちをカタチにしたものでした。2021年4月に始めた「高南の居場所あえるもん」（24ページ）では、活動者への「ありがとう」に地域通貨「あえる」が渡され、楽しい関係が広がっています。

◎ 参加券と助け合いのツール「実家の手」

「実家の茶の間・紫竹」では2015年10月から「実家の手」というツールを活用し、居場所に来た人たち同士が、地域でちょっとした助け合い

を始めやすくなるような取り組みを始めました。
「実家の手」は1枚300円が6枚つづりで1500円（1枚250円）。「実家の茶の間」の利用料でもありますが、居場所に来た人同士で「ズボンのすそ上げをしてほしい」「留守の時に金魚にエサをあげてほしい」など、ちょっとした助け合いが広がり出しています。新潟市内の他の地域包括ケア推進モデルハウスでも助け合いのツールが始まっています。

いといけない、とってしまいがちです。謝礼が介在することで、助けてもらう側が気がねなく頼みやすく、また助けるほうもやりがいにつながる手法として「有償ボランティア」という手法があります。

愛知県大府市にあるNPO法人はっぴいわん大府は共生型常設型の居場所を運営していますが、居場所につながった人同士が居場所の外で「家事の手伝い」「病院への送迎」等を有償ボランティアで助け合っています。

⑥ 有償ボランティアによる助け合いの活動

「はっぴいわん大府」

(第3章 居場所の具体例 25ページ)

1度は頼めても、何度もとなると、お礼をしな

コラム 韓国における高齢者向け地域福祉施策「敬老堂」に学ぶヒント

韓国で5万1千か所、160世帯に1か所の設置が法的に義務付けられている制度が「敬老堂」である。1980年代から広がり、高齢者の4割が参加、特に男性が44%を占めている。参加率（特に男性）の高さの理由は男女別の活動である等男性が参加しやすい環境もあるという。その特徴は①リーダー支援策が充実し、リーダー同士が活動報告をし合う研修で新たな活動のアイデアが豊富である。②娯楽的なものから学習的なものまで様々なプログラムがあり、男性が目的を持って参加しやすい。③様々な活動にリーダーがいて役割を持って主体的に参加できる。④昼食の提供により一日過ごす場にもなっている。④安くて近くて楽しい。一方で、主に健康な高齢者が通っているという側面もあり共生型の居場所にはなっていないようであるが、毎日でも通える常設型として運営されている点などに多くのヒントがあると言えるのではないかと。

全国各地にいつでも、誰でも行ける居場所が展開されています。それぞれかたちは異なりますが、めざすところは同じです。各地の様々な取り組みをかたちごとに紹介します。居場所を始めたい、活性化したい時の参考にしてください。

様々な居場所のかたち

タイプ1 基幹型

その地域全体に居場所を広げていくためのモデルとなる居場所。始めたい人、運営に悩んでいる人が訪ねて相談したり、生活支援コーディネーターや協議体が助け合いを広げる拠点として集まったり、情報センター的な機能も併せ持っている



タイプ2 交流型

いつでも誰でも行くことができ、自由に過ごすことができる居場所。自然な交流の中でつながり、好きなことや得意なことで役割を持ち、お互いの良さや不自由さに気が付き合うことで助け合う関係に発展する場所

タイプ3 イベント型

いろいろなプログラムがあることで、興味あるイベントに惹かれて参加することができる。日替わりや時間帯により多様なプログラムがあり、様々な人たちが参加し、同じ居場所の仲間として新しいつながりが生まれる



タイプ4 食事会型

一緒に食事をすることは心が開きやすくなり、会話が生まれ、共通の話題が生まれたり、自然な交流へとつながりやすくなる。ひとりで食事するよりも誰かと食事をするのが楽しみにもつながる

(子ども食堂) 近年、子どもの貧困の対策として全国で子ども食堂が広がっている。子どもの貧困ということだけではなく、孤食や個食の解決にと取り組んでいるところも多いが、実はこの問題は高齢者をはじめ、様々な世代の人が該当する。最近は子どもから高齢者までが「食」を介して交流するところも増えている。世代を超えた地域での交流が子どもたちの成長につながり、高齢者のいきがいにもつながる場となっている



その他

例えば、買い物支援、認知症の人や家族の支援、子育て中の人たちの支援、障がいのある人たちや引きこもりの人たちの支援など、様々な地域での困りごとから居場所をつくり、つながりをつくることで解決しようという場がたくさんある。当初は当事者同士の集いや解決の仕組みだったものが、地域の多世代の人たちとつながることで困りごとが解決したり、楽しさが広がったり、いきがいを持てる人が増えたり、助け合う関係に発展している例もある



タイプ1 基幹型

- 22P 地域包括ケア推進モデルハウス「実家の茶の間・紫竹」(新潟市東区)
- 23P 寄り合い場(暮らしのサポートセンター《くらサポ》)(大分県竹田市)

タイプ2 交流型

- 24P 高南の居場所あえるもん(静岡県袋井市)
- 25P はっぴいわん大府(愛知県大府市)
- 26P こまじいのうち(東京都文京区)
- 27P の～んびり茶の間(山形県天童市)
- 28P 幸せの家・ありがとう(徳島県藍住町)
- 29P 生き生きサロン「寄ってっ亭」(静岡市清水区)
- 30P 健軍くらしささえ愛工房(熊本市東区)
- 31P 元気カフェぷらっと(長崎県佐々町)

タイプ3 イベント型

- 32P 大仙市交流プラザのびのびらんど(秋田県大仙市)

タイプ4 食事会型

- 33P ふらっとステーション・ドリーム(横浜市戸塚区)
- 34P コミュニティ喫茶「樗」(千葉県四街道市)
- 35P エフ・エーサロン(大阪市阿倍野区)
- 36P コミ・レス「地域食堂わたぼうしの家」(北海道釧路市)
- 37P 東灘子どもカフェ 木洩童(神戸市東灘区)
- 38P ふらっとカフェ鎌倉(神奈川県鎌倉市)
- 39P 子ども食堂ながさき(長崎市)

その他

様々な活動からみんなの居場所になった事例

- 40P 【買物支援】高隈地区ドライブサロン(鹿児島県鹿屋市)
- 41P 【団地の居場所】百金食堂【真地団地自治会】(沖縄県那覇市)
- 42P 【認知症カフェ】カフェ オレンジリボンウッド(とまり木)(東京都杉並区)

居場所のあり方、可能性をみんなで考え学びあう場。新潟市の地域包括ケアを推進する、まさにモデルハウス。

タイプ
1
(基幹型)

地域包括ケア推進モデルハウス 「実家の茶の間・紫竹」 (新潟市東区)

(住 所) 新潟県新潟市東区紫竹4-21-62
(連絡先) 電話：025-248-1018(実家の茶の間事務局)
025-226-1281(新潟市地域包括ケア推進課)
責任者：河田珪子さん
(開催日時) 月・水曜日、10時～16時
(運 営) 新潟市と地域団体「実家の茶の間」による協働運営

トピックス

夏休みになると朝から2校の近隣小学校と1ヶ所の保育園の子どもたちが来て、遊んだり、宿題をしたり、率先して食事の手伝いをしたりして過ごす。また、2015年10月から「実家の手」（18ページで具体的に紹介）というツールを活用し、ちょっとした助け合いが広がってきている。ここで出会った人たちも、このツールがあることで、なかなか頼みにくいていたことを気軽に頼むことができる。また、自然に助け合いが広がっていく仕組みとして、市内の他のモデルハウスにも広げ、いずれは新潟市内どこでも「ちょっと助けて」と言える関係を広げていくことをめざしている。

内容

「誰かに会いたい、話したい」「一緒に食事をしたい」「何かお手伝いしたい」。誰もが気軽に立ち寄ってふれあい、何かあれば皆で助け合う仕組みを広げていく。実家の茶の間にはそんな思いが込められている。子どもから高齢者までが通うことができる共生型の居場所を広げるための意識改革を進める居場所である。

【追加】2018年10月1日～有償の助け合い「助け合い お互いさま 新潟」の事務局も開設。

きっかけ

新潟市で支え合いの仕組みづくりアドバイザーを務める河田珪子さんが中心となり、新潟市と協働のモデル事業として2014年10月に開設。

河田さんは、1997年にそれまでの住民参加型の在宅福祉サービス活動の中から居場所の必要性を感じ、誰もが集える「地域の茶の間」を自治会館でスタート。2003年には空き家を活用した常設型の居場所「うちの実家」を立ち上げ、絆づくりと助け合える関係を地域に広げてきた。家屋の老朽化と活動の発展を機に、「うちの実家」は2013年に閉じ、翌年、新潟市が取り組む地域包括ケアシステムを構築する事業の一環で新地域支援事業のモデル事業として、空き家を活用した「実家の茶の間・紫竹」をオープンした。新潟市内にはすでに600か所の地域の茶の間があるが、さらに地域包括ケア推進のモデルハウスを8行政区すべてに立ち上げている。「実家の茶の間・紫竹」はそれらのモデルハウスの拠点であり、研修や推進の

ための戦略会議の場にもなっている。

ひと・もの・おかね

ひと：これまでの「うちの実家」のメンバー2人と近隣の新加入のメンバー2人を中心に運営。ボランティアは日替わり当番制・手挙げ方式。

もの：新潟市の新地域支援事業のモデル事業として各地の空き家を活用。

地域の状況を見て歩き、戦略的に場所を決定。

元農家の広い民家を地域の皆さんや新潟市役所の職員などで掃除・草取り・修繕。玄関や縁側などの修繕は大工仕事のできる地域の方たち。

テーブルや椅子、食器なども持ち寄り、みんなの力をいかしながら運営。

おかね：参加費300円（子どもは無料）
食事代300円



助け合いのための暮らしのサポーター育成と実践の場としての「寄り合い場」。元気な高齢者が担い手として活躍する地域の拠点。

タイプ
1
(基幹型)

寄り合い場

(暮らしのサポートセンター《くらサポ》)
(大分県竹田市)

(住 所) 大分県竹田市大字会々1650
(竹田市総合社会福祉センター内)
(連絡先) 電話：0974-62-2122
HP：http://taketa-kurasapo-kuiju.org/
(開催日時) 月～金曜日、9時～17時
(運 営) 暮らしのサポートセンター
(市全域に7ヶ所 市が社協に委託)

内容

大分県竹田市では住民主体による生活支援・介護予防の取り組みとして「暮らしのサポートセンター」を立ち上げ生活支援サービスや通いの場を実施している。そのために、中高年の方を対象にした暮らしのサポーターの養成として人材育成を行いながら、実践の場として「暮らしのサポートセンター」を立ち上げ、「有償サービス」として生活支援を行っている。その拠点内に「寄り合い場」があり、子どもから高齢者までがふれあい、お互いさまで助け合う関係を地域に広げている。人材育成と実践の場を連動させることにより、元気な高齢者が担い手として活躍できる地域づくりを実践している。

「寄り合い場」は学校から「ただいま」と帰ってくる子どもから高齢者まで世代を問わず誰でも気軽に遊びに来られるまちのお茶の間。来たい人が来たい時に来て、お茶を飲んだりおしゃべりをしたり、好きなことをして過ごす。用事のついでにちょっと立ち寄り人、待ち合わせ場所に利用する人、出前を取って一緒に昼ご飯を食べる人たち、過ごし方は人それぞれ。また、日を決め、体操やレクをする「くらサポ広場」というサロンも実施している。様々な世代・業種の交流の場であり、暮らしのサポーターの拠点でもある。

* 1 有償サービス：日常生活のちょっとした困りごとの支援
【例】家の周りの掃除、草刈、(家内の)掃除、買い物支援等

きっかけ

竹田市は、高齢化率45%、交通弱者の増加や限界集落の増加などの現状を

竹田市の高齢化率は全国平均を大きく超えているが、そのことによって行政内部に危機感の共有が生まれ、活動を仕掛けている。「高齢化率は高いが元気な人も多い。地域の人こそ財産。ここをいかそう」と発想の転換をして担い手養成を開始した。セミナーに参加した人たちが同じ地域の人たちのニーズ調査を行うことで、多くの住民の声を聞き、地域のつながりをつくと一石二鳥。地道に地域で面として助け合う関係を広げている。



踏まえ、高齢者の就労、社会参加の場や暮らしを支える互助の仕組みが必要と2011年に、まずは人づくりからと人材育成「暮らしのサポーターの養成」に取り組む。2012年には会の設立、ニーズ調査、サービス開発、コーディネーターの配置など取り組みを発展させている。その拠点づくりとして、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる憩いの場「寄り合い場」と同時にサポーター(高齢者)による生活支援サービス(有償サービス)を開始した。現在は、市全域への展開として7地域での設置を行い、各くらサポが自主性を持って活動。

ひと・もの・おかね

ひと：暮らしのサポーター養成のためのセミナーを各地区20回程度開催し、担い手を養成。中核メンバー(高齢者も含む)を中心に拠点を立ち上げ活動。

もの：拠点は空き店舗、市の遊休施設等。

おかね：厚生労働省の地域雇用創造推進事業。会員制で、年会費1000円 賛助会員の寄付/有償サービスの事務費(利用料の25%)
参加費：寄り合い場は無料 広場300円
昼食300円 コーヒー100円
有償サービス：1時間800円
：30分400円

「ここに来りゃあ 誰かに あえるもんねえ」
いつでも誰もが気がねなくふれあい語り合い、
笑顔と食事にも会えて助け合えるそんな場所。

タイプ
2
(交流型)

高南の居場所 あえるもん (静岡県袋井市)

(住 所) 静岡県袋井市清水町15-10
(連絡先) 電 話：090-7027-9864(稲葉さん携帯)
代 表：中村邦子さん
副代表：稲葉ゆり子さん／丸岡孝太郎さん
(開催日時) 火～土曜日、9:30～16:30
(運 営) 高南の居場所あえるもん

トピックス

月1回のスタッフ会議は気づいたことを自由に出し合っていて、出された意見は運営に反映するようにしている。目的はブレないがやり方は進化し、スタッフの主体性ややる気が引き出されている。「毎日開けば、できる人がシフトで入るので、“あの人がいないとできない”とはならないので楽」(週1や月1での居場所との違い)。シフトは男性も参加しやすい。令和3年11月から活動者への「ありがとう」として地域通貨「あえる」が始まった。コーヒーや食事、パンなどが割引になるが何より、ちょっとうれいつなかりが育まれている。

内容

高南地区の通りに面した広い空き店舗で高南地区の人たちを中心にいつでも誰でも参加してよい地縁の居場所。食をきっかけに地縁の人同士や子どもと高齢者や子育て世代もつながりが生まれ始めている。

NPOとして25年間続けてきた同市駅前の「もうひとつの家」が令和2年5月にコロナ禍により閉鎖。関わってきた人や参加してきた人たちも「あえるもん」で新たなつながりをもつようになった。NPOは志のある人たちが理念に集まり運営してきたが、地縁では実行委員会メンバーが作成したチラシを班内回覧、3回の説明会を開催する中で、高齢化が進むこれからの地域の課題や居場所の必要性を伝え理解者を広げた。毎日の参加者が増え、ここで出会った人たちがお互いを知り、楽しさを共有。そして、自然な助け合いも始まりだしている。

また、SCや社協、市の行政担当者もさまざまな分野の担当課が足を運んでいる。

きっかけ

市内高南地区の有志が地域の将来について話し合う中で、高齢化が進む我が地域の課題を共有し、危機感を持ち話しあう中で「つながることですいろいろ解決できることも多いのではないか、そのためにはまずは居場所から」と「高南に居場所を実現する会」を立ち上げた。袋井駅前にあった「もうひとつの家」のような誰でもいつでも行ける居場所をめざして令和3年4月にスタートした。

ひと・もの・おかね

ひと：立ち上げは「実現する会」の呼びかけで集まったメンバーが実行委員会を作り、自治会長等への説明会や班内回覧で理解を深めた。手をあげた有志でスタートしたが、その後関心をもつ人も増えて30余名で運営を担っている。参加者は赤ちゃんから90代の高齢者まで多世代の交流の場になっている。地区内には「あえるもん便り」で情報発信。

もの：地区内の通りに面した空き店舗を活用、改修工事もできるところは地域の方の協力を得て壁塗りや清掃などを行った。居場所内のテーブルや椅子、戸棚なども地域の方の寄付。

おかね：地区住民からの寄付(120万円)と預り金(160万円)、預り金は開設後2年以内に返金する基金。
ランチ(火～金)は300円で日替わりメニュー、土曜は子ども食堂でカレー大人200円 子ども無料



この町で最期まで安心して暮らすために、誰でもいつでも通えて、顔見知りになって助け合える家族のようなつながりができるふれあいの居場所。

トピックス

タイプ
2
(交流型)

はっぴいわん大府 長草横丁 (愛知県大府市)

(住 所) 愛知県大府市吉川町3-288

(連絡先) 電話：0562-46-1775

e-mail：k-tonbo71@ma.medias.ne.jp

責任者：久保田久代さん

(居場所) 長草横丁：大府市長草町ドンド19

(開催日時) 月～金曜日、9時～15時

(運 営) NPO法人はっぴいわん大府

市民が最後までいきいきと生きがいを持って、ピンピンと楽しく、生きたい。「はっぴいわん」は皆の生きがいづくりのお手伝いをし、「いつ来てもいい、いつ帰ってもいいみんな家」。食事・喫茶やクラブに参加し、お互い知り合いになって、助け合いの仲間を作り、赤ちゃんからお年寄りまで、この町で安心して暮らせる“他人家族”になり、助け合って生きたい、という理念を持って活動している。

内容

居場所は市民活動のための場の提供という役割を持っている。そのために、居場所に通う人たちの希望に沿っていろいろなプログラムを準備している。参加者の希望による活動は「生きがいクラブ」として、絵画、さをり織、和服などのリメイク、ハワイアンキルト、詩吟、大正琴、手相など、さまざまに広がってきたが、プログラムの参加は自由で、好きなように過ごすことが選べるようになっている。また、ミニギャラリー、手作り作品の展示や農作物の委託販売のほか市民活動に関する研修や学習の機会の提供も行っている。

2020年度は既存の居場所「みどり」で子ども食堂を開始予定。子どもも高齢者も一人ひとりが役割を持ち、豊かな心づくりの場をめざしたい。

きっかけ

特別養護老人ホーム「大府の郷」が地域交流の場にしたいと施設内に用意した建物活用されていなかった。そこで、市や社協と話し合いを重ね、以前から様々な形で居場所を運営し、地域とつながりをつくってきた経験を活かし、常設の居場所として運営を引き受けることになった。(1998年一人暮らしの母が亡くなって空き家となっていた常滑市の実家で母の友人たちと一緒に食事やお茶の会を始めたことをきっかけに、空き家を活用して居場所を2ヶ所運営してきた。現在は、他に自治区の集会所を活用した「みどり」、耕作放棄地を借用した男の居場所「はっぴいわん農園」を運営)



ひと・もの・おかね

ひと：ボランティアスタッフ 大府50名

もの：特別養護老人ホーム「大府の郷」からの委託で2018年11月より施設と団体の協働で運営。家賃は施設が、光熱水費・運営費は団体が負担。

おかね：食事 500円+コーヒー50円
喫茶 200円
クラブ参加費(場所代) 100円
助け合いの活動利用料 平日8時～17時 700円/H、時間外800円/H
ごみ出し援助サービス100円/回

人のつながりが希薄な都市部の空き家を地域の交流の場として提供。NPOが居場所として運営し、多世代交流の場となった。

タイプ
2
(交流型)

こまじいのうち (東京都文京区)

(住 所) 東京都文京区本駒込5-11-4
(連絡先) 電話：070-6998-5114 (オーナーの秋元康雄さん)
e-mail：komajiinouchi@gmail.com
HP：https://www.ibasyo-com/org/
責任者：秋元康雄さん
(開催日時) 火～金曜日、10時～15時
(運 営) 駒込地区町会連合会／NPO法人居場所コム

内容

駒込の「こま」に、居場所のオーナーである秋元おじいさんの家になぞらえて「こまじいのうち」と名付けられた。顔なじみのお年寄りだけでなく、子どもや母親たち、初めての人も気軽に集まっておしゃべりできる場所。細かいルールは設けず、のんびりした雰囲気を楽しめる時間を過ごしてほしいとの思いが込められている。懐かしい昭和の雰囲気あふれる民家は地域みんなの「居間」となっていて、たくさん用意したプログラムが開催され、地域みんながゆるくつながり、気軽に憩える「居場所」となっている。2016年11月にNPO法人「居場所コム」を立ち上げ、2017年5月には「こまじいのうち」に隣接する住宅を借り上げ、文京区の委託を受けて3歳未満児対象の子ども広場「こまびよのおうち」を開設した。

きっかけ

空き家を所有していた秋元康雄さんは、駒込地区町会連合会に空き家の有効活用を相談。多くの人が集えるサロンをつくるこ

トピックス

地域の居場所が必要だという認識から、様々な人材が集まった。また、社協の地域福祉コーディネーターとも連携することで、多様な人たちの参加につながっており、引きこもりだった男性が、子どもとの交流により次第に心を開いて、笑顔をみせるようになった事例もある。サークル活動や季節ごとのイベントの開催等の情報は若い母親たちの参加によってHPやSNSで発信されるようになった。



とになり、立ち上げや運営方法を文京区社会福祉協議会へ相談した。地区担当の地域福祉コーディネーターの提案で、2013年5月に民生委員や児童青少年委員、地域住民等による実行委員会を設置し、話し合いを重ねて同年10月の開所に至る。

ひと・もの・おかね

ひと：運営は駒込地区町会連合会（地域住民を中心とした約50人のボランティア）。子育て中の母親たちがコーディネーター役、フェイスブックで活動の情報発信も行う。
運営に関する組織も地域の様々な人をまきこみ、活動の幅を広げている。

おかね：参加費100円 プログラムにより別途



助け合いの活動から、一人暮らしの地域の人のための居場所の必要性に気づき開設。何かをするのも、しないのも自由な居場所。

タイプ
2
(交流型)

の〜んびり茶の間 (山形県天童市)

(住 所) 山形県天童市北久野本2-4-18
(連絡先) 電話：023-653-0393
e-mail：fureai-tendo@sky.plala.or.jp
責任者：加藤由紀子さん
(開催日時) 月～金曜日、10時～16時
(運 営) NPO法人ふれあい天童

内容

1993年に在宅での生活支援や介護などの取り組みを始めた在宅福祉サービス団体ふれあい天童（有償ボランティア）が活動を続けていくうちに、家に一人でいてさみしいという人がたくさんいると居場所の必要性を感じ、2001年にスタート。子どもから高齢者まで誰がいつ来てもいい場所となっている。最初は、空き家を活用して始めたが、今の場所は、有償ボランティアの事務所と兼用の場所で、有償の助け合い活動に参加している女性たちが中心になり、毎日のランチをつくるなど居場所の運営をしている。お茶を飲んでおしゃべりをする人、編み物をする人、休む人、体操をする人など何をしても自由。

きっかけ

6人の介護をしながら3人の子育てをした経験から、地域での助け合いの必要性を実感した代表者の加藤由紀さんが在宅支援の有償ボランティアふれあい天童をスタート。様々な地域の人々の参加、協力を得ながら、活動を展開してきた。その活動の中で居場所のニーズを実感し「の〜んびり茶の間」を始めた。



トピックス

毎日のランチは、肉、魚、野菜、果物等、バランスのとれた食事を手作りで提供。みんなで一緒に食べる事で、低栄養の方、1人暮らしの高齢者の健康づくりの一翼も担っている。また、認知症の高齢者も、他の方とつながり合う事や、食事の手伝い、後片付け等に参加してもらうことで、いきいきと居場所の中心的な役割ができるほど、改善が顕著である。他に、男性の参加の多い夜の居場所「のんびり亭」も4月からスタート。月1回、地域の新メンバーを誘って行く。1品持寄り、参加費500円、アルコールもすすむ事で、地域につながりづくりを期待している。次は、女性の「しゃべり場」の実現をめざしている。

ひと・もの・おかね

ひと：「ふれあい天童」のスタッフ、さをり織りの指導者、調理師・保健師・看護師などの免許所持者。要支援、要介護者、元気な方々など、居場所づくりに共感する多様な人たちで運営。

現在のスタッフは10人程度。

もの：最初は、空き家を活用

現在は有償ボランティア活動の事務局の場所を利用。広い駐車場あり。

「居場所をします!!必要なものがたくさんあります。大事に使いますので、提供してください」と発信して、多くのものが集まった。

おかね：1日参加 700円

昼食のみ 400円

有償ボランティア活動との連動も可能



元気な子どもたちも終末期の方、認知症の方も、誰もが役割を持って自然に支え合う、家族のような優しさのある居場所。

タイプ
2
(交流型)

幸せの家・ありがとう (徳島県藍住町)

(住 所) 徳島県板野郡藍住町富吉字地神60-3
(連絡先) 電話：088-692-3457
e-mail：st-nobu@mxi.netwave.or.jp
HP：https://55web.jp/sawayaka/
責任者：麻野信子さん
(開催日時) 月～日曜日、24時間
(運 営) NPO法人さわやか徳島

トピックス

24時間365日、赤ちゃんから子どもたちや終末期を迎える方たちまで何時でも誰でも訪れることができる居場所。ここでは、ボランティアの担い手や受け手としての活動がある。また、居場所には、人々が普通と思う暮らしがあり、普通と思う暮らしの中には、緩和ケアや看護・介護の専門機能や専門医の往診もある。また、各専門大学の実習生たちや幼稚園児、小学生、県職員等の体験研修などもあり、子どもや若者も集う。この手法は「時間通貨・ありがとう」の手帳やメッセージカードなどで工夫され“人の尊厳について”学び体験することができる。そんな“あなた”の居場所です。

内容

この居場所では元気な人も誰かの手助けが必要な人も、終末期の人もそれぞれが役割を持って家族のように暮らしている。近隣の人々や子どもたちが遊びに来て、おしゃべりをしたり、華道や歌など、得意なことを教え合ったり、また、重度の認知症や終末期を過ごす方たちもいて、それぞれが役割をもって家族のような優しさの輪を広げている。徳島という土地柄から「阿波踊り」の曲がかかると、普段は座ったままの高齢者もしっかりと立ち上がって踊りの輪ができる居場所である。

きっかけ

高齢者や子どもたちが集える場所があればと、麻野信子さん（当時副理事長）が自宅でお茶会や外出支援のボランティア活動をしていたが、さわやか福祉財団堀田力理事長（当時）の講演を聴き、地域の居場所「幸せの家・ありがとう」をスタートした。

ひと・もの・おかね

- ひと**：福祉勉強会をしていた仲間（介護士やST）7人で立ち上げ、施設のスタッフ（時間通貨仲間）がスタッフとして活動。居場所や時間通貨勉強会に参加して、活動に加わる人も増えている。
- もの**：最初の建物は麻野さんの自宅として建てた家を開放
その後、介護保険事業の施設の1階リビングを開放
家具や食器類等の日常生活品は全て麻野さん個人の寄付
- おかね**：参加費は無料
食事代：幼稚園・子どもたちは無料
大人：300円 試食希望者は無料
お茶と添えるお菓子代
試食は無料 その後は50円



介護保険事業の事務所を活用し、様々なプログラムを用意して参加のきっかけにした。誰でも自由に利用してほしい居場所。

タイプ
2
(交流型)

活き生きサロン 「寄ってっ亭」 (静岡市清水区)

(住 所) 静岡県静岡市清水区追分3丁目5-17
(連絡先) 電話：054-362-2878
e-mail：npoizumi3@yahoo.co.jp
責任者：藤下品子さん
(開催日時) 月～土曜日、9時～16時
(運 営) NPO法人泉の会

内容

介護保険事業の事務所で、インフォーマルサービスとして居場所の事業を始めた。高齢の男性が囲碁を打ち、奥では着物のリフォームや小物作り、卓球や太極拳、習字、介護予防体操など自分の好きなことをしている。入り口の扉には「誰でも、自由に利用してください、子育て中の方、介護で悩む方、介護予防を考えている方、ちょっと話したい方」と張り紙をして参加を呼びかけていて、利用する人がそれぞれに自由に自分らしく楽しみを見つける場をめざしている。

2016年より、子どもの居場所を月に2回開催。15人前後の小学生が利用する。地域のボランティアが協力してくれて、遊んだり、時には勉強をみてもらったり、皆で食事の用意をしたり盛り付けをして楽しんでいる。

きっかけ

「住み慣れた地域で暮らす」ことをテーマに、ボランティア活動から法人格を取得し、介護保険事業に参入したが、日常生活の中での介護予防の必要性を感じ、2008年からは「趣味やおしゃべり」を通じて健康維持を目指す「居場所」に取り組み始めた。介護保険事業のスタッフも年を重ね、定年後の居場所をつくりたいとの思いもある。

ひと・もの・おかね

ひと：地域の方がボランティアで留守番や掃除

トピックス

居場所の前には、農家や近所の人たちが持ち寄った新鮮な野菜が並び、どれでも100円。障がいのある子どもやそのお母さんも遊びに来たり、子どもを預かることもある。地域の子どもや高齢者とともに餅つきや夏祭りなどの季節の行事を楽しんでいる。ひきこもりになったうつ状態の方が、あるきっかけで利用されるようになり元気になる。今では販売担当のボランティアとして活躍している。通りがかりにちょっと立ち寄る人もいるが、ゆっくりと利用する方が1ヶ月延べ300人程度。「暇になったけど、元気がなくなった」と落ち込んでいた人が「なくてはならない場所」と言って通ってくれる場所。

を担当。

もの：車庫を改造した2階建てで、避難場所にも利用できる。

おかね：利用料は基本的に無料。

自主的に1回100円を協力箱に入れている。

寄付された着物をベストやジャケット、小物にリフォームして販売。売上金を運営に活用。

農家や近所の人たちの持ち寄った新鮮野菜で100円で販売。



県営団地の中で高齢者も子育て中の人も障がいがある人も誰でもが食事に来られる拠点。地域の縁がわとして支え合う居場所。

タイプ
2
(交流型)

健軍くらしささえ愛工房 (熊本市東区)

(住所) 熊本県熊本市東区栄町2-15 県営健軍団地1階
(連絡先) 電話：096-214-0003

e-mail：ogsaa-engawa@tenor.ocn.ne.jp
HP：http://www.kengun.net/osa/panfu/
責任者：小笠原嘉祐さん

(開催日時) 年末年始などを除く毎日、10時半～18時

(運営) NPO法人おーさぁ

トピックス

日常生活を地域で支え合うことができれば、思いやりのある社会が広がる。この目標を実現するために、障がいなどの有無に関わらず、すべての人たちが共生できる居場所づくりに取り組んでいる。同じフロアに、誰もが集えるダイニングや子どもたちのプレイルームなどがあり、様々な人たちが行きかえりあう、まさに共生の場となっている。若年者の社会参加や就労を支援するために国からの委託事業で行っている「くまもと若者サポートステーション」の利用者もおり、不登校や引きこもりなどの経験がある若者たちが、この居場所を通じて自立に向かうきっかけとなっている。

内容

熊本市内の健軍という地域にある県営団地内の1階に「健軍くらしささえ愛工房」がある。高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、若者支援、自立支援、ひきこもり支援それぞれにスペースがあり、仕切りはなく、自由に行き来することができる。地域とのつながりをつくることも重視し、周辺の健軍商店街にはNPO法人おーさぁが運営する手作り惣菜販売店や若者の就活準備室があり、工房全体が一つの地域をつくっているようにも見える。

「おーさぁ」は「～も(いっしょ)」の意味を表すデンマーク語の「Ogsaa」が語源だ。理事長の小笠原嘉祐さんは、特定医療法人社団や社会福祉法人の代表として様々な事業を運営している。法人として介護保険事業、自立支援事業など様々な事業に多角的に取り組んでおり、「健軍くらしささえ愛工房」のある場所にも高齢者や障がい者のデイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所、おーさぁ保育園「Coどおーも」、地域の誰もが食事に来られる食堂・喫茶などを併設している拠点である。

きっかけ

1961年に建設された県営健軍団地は老朽化で建て替えることになり、県は団地の1階に福祉の拠点ス



ペースを設けることを提案。「地域の縁がわづくり(地域の拠点)」のモデルとして、自由な発想で活動する事業計画を公募した。

一方、小笠原さんは長年の事業の中で、地域の高齢者、障がい者、生活困窮者、子どもたちなど様々な人たちの絆をつくる重要性を感じており、事業計画に応募。9団体の応募から「おーさぁ」の計画案が採用され、2005年10月に開設。

ひと・もの・おかね

ひと：NPO法人の職員約70人。

地域住民を中心とした登録ボランティア約200人で施設を運営。

もの：県営団地のスペースは県の貸借(有料)

おかね：ランチバイキング30分650円、45分間800円

《70歳以上または障がい者手帳を持っている人は、45分間で650円》

《3～6歳の児童はいずれも450円》

自宅に閉じこもりがちな高齢者がぶらっと通ってきて、好きなことを楽しんでもらえる場にしたいという思いでスタート。

タイプ
2
(交流型)

元気カフェぶらっと (長崎県佐々町)

(住 所) 長崎県北松浦郡佐々町市場免23-1
(連絡先) 電話：0596-63-5900
責任者：福田修三さん
(開催日時) 火・水・金曜日、10時半～15時
(運 営) 運営団体：「佐々町元気カフェ・ぶらっと」
(会員45人)
連携支援：生活改善推進協議会、社会福祉協議会、
介護事業者（虹の里・煌きの里・笑福）

トピックス

活動に参加しているボランティアが定期的に開くイベントやワークショップで若い世代とも交流。寸劇やコーラス、芋ほりなどには、福祉センター1階にある地域子育て支援拠点「ぷくぷくクラブ」の子どもたちを招くなど、世代を超えた交流にも力を入れている。語らい、将棋、カラオケ、室内グランドゴルフ、昼寝など、温かい雰囲気の中、自由にくつろげる場として、誰でも気軽に利用できる寄り合いの場の提供をめざしている。

内容

2016年6月に佐々町総合福祉センター2階にオープンした。「誰でも気軽に来られる憩いの場。一番の目的は高齢者が健康に暮らせるようになることで、家に閉じこもりがちな高齢者がぶらっと遊びに来て、好きなことを楽しんでもらえる場にしたい」という思いで運営している。午前中に大広間で体操クラブに参加、終了後には、地元の食材で作ったランチを楽しむ方が多いが、誰でもぶらっと入りやすくするための決まり事は、新潟県の「地域の茶の間」のルールがさりげなく掲示されていて、初めてきた人も自然に溶け込めるような配慮がされている。高齢者や障がい・介護の有無を問わず、誰もが生涯現役のいきがいを感じられる活動の場をつくり、また、誰もが安心して集うことができる居場所をつくることで、町民が未来に明るい希望を持ち、笑顔で幸せを感じられる拠点を作ると共に、移住・定住の促進も目指している。元気カフェを拠点とする取り組みが他の地域に広がっていくことで、町民みんなの支え合いや世代間交流が進み、地域課題の解決につなげていきたい。

きっかけ

介護保険料が全国水準に比べて高いことを何とかしたい、との思いで、佐々町独自の視点で介護のあり方を模索する中で「ポジティブ介護」の取り組みを推進してきた。その中で「住民同士の支え合い活動」や「世代間交流」を推進していくためのきっかけとなる活動として、「元気カフェ・ぶらっと」をつくることになった。関係機関と連携した総合相談なども行っている。

ひと・もの・おかね

ひと：各種受付、趣味のクラブの運営、料理作りから配膳サービス、清掃までの業務を約50人のボランティアで担う。

もの：福祉センターのロビー及び和室を使用。

おかね：昼食 350円
フリードリンク 100円
持ち寄った手芸品や野菜等の販売収益から運営資金を得る等



商店街の空き店舗を利用して地域の憩いの場に。商店街が活気づき地域の交流が深くなるように様々なイベントを準備している。

タイプ 3 (イベント型) 大仙市交流プラザ のびのびらんど (秋田県大仙市)

(住 所) 秋田県大仙市大曲川原町4-16-5
(連絡先) 電話：0187-63-7240
責任者：佐藤力さん
(開催日時) 火曜日を除く毎日、10時～17時
(運 営) 大仙市民交流プラザ のびのびらんど

内容

大仙市、大曲駅前の商店街にある空き店舗を利用し、誰でも自由に気軽に立ち寄ることができる地域の憩いの場所。町を盛り上げようと楽しいイベントを次々と企画し、商店街の活気を取り戻し、地域住民の交流が深くなるように活動している。

手話学習会、簡単クッキングスクール、お気楽読書会、エコクラフト、囲碁、小学生の食育体験学習など、各種イベントが盛りだくさん。11種の定例イベントと季節のイベントを開催。

大曲小学校3・4年生による食育体験学習では近くのスーパーでの買い物体験から始め、「のびのびらんど」で調理する。買い物際には、商店街のスーパーに子どもたちがあふれることもある。また、学校の依頼でサタデースクールを開催し、低学年の小学生が思い思いに勉強や読書をしている。

東日本大震災のあと、毎年1回、被災者との交流会を実施。ひな祭り集会などを開いて絆を深めた。2018年の4月からは毎月1回、マーケットを開催して被災地の海産物販売などで被災地支援



トピックス

月に一度、市長、副市長、駅長など市内の身近な有名人を呼び、講演を行うマスターボランティアでは、男性の参加者が多い。プログラムの工夫で、男性の参加のきっかけにつながる。また、小学校のサタデースクールの開催によって子どもたちが立ち寄ることが増えたため、地域とのつながりが強くなった。小学生の作文コンクールやクリスマス会などを開催することで地域の親子も集い、世代を超えて様々な人たちが関わりを持ち、楽しいひと時を過ごすことができるようになっている。夜は商店街の会議に、休日はイベントに活用するなど、商店街との連携も進んでいる。

を続けている。

きっかけ

郊外のショッピングモールができるようになり、駅前の商店街はシャッター通りになってしまった。昔のように元気な商店街を取り戻したいと思っていた時、研修会の活動発表で知った湯沢市の商店街にある市民の憩いの場「やすんでたんせ」のような場所がほしいと思い、4年がかりで形にした。

ひと・もの・おかね

ひと：ボランティア61人、そのうち常時2人滞在（老人クラブ、婦人会、また、そのつながりの方）。

運営については月に1回会議で活動内容を検討。

もの：空き店舗の活用としては、夜の時間帯に商店街の会議場所として活用。

おかね：無料（教室によっては実費）



団地の住民の助け合いの活動がたくさん生まれた中でできた交流サロン、地域の誰もがふらっと立ち寄れるフラットな交流の場。

タイプ
4
(食事会型)

ふらっとステーション・ドリーム (横浜市戸塚区)

(住 所) 神奈川県横浜市戸塚区深谷町1411-5
(連絡先) 電話：045-307-3558
HP：http://furatto-std.sakura.ne.jp/
責任者：サロンチーフ 島崎共子さん
(開催日時) 月～土曜日、10時～17時
日曜日、12時～17時
(運 営) NPO法人ふらっとステーション・ドリーム

内容

昭和40年代に建てられた23棟に2270世帯が住む集合住宅(県・公社、市・公社建設の分譲住宅)であるドリームハイツ。40年以上の暮らしの中で、必要に応じて子育て支援、高齢者支援、障がい者支援など様々なNPOなどの地域の拠点が次々に生まれ、活発な活動が続けられてきた。

その中で2005年12月に居場所をオープン。ほぼ毎日開いており、何時でもふらっと立ち寄り、目的を持たなくても利用できるコミュニティカフェである。地域の中でネットワークづくり、エリアマネジメントなどに関わりながら、地域力・市民力を高めてきた。

開所から13年目。スタッフも年を重ね、病を持ちながらも一病息災と、活動を続けている。ここは、スタッフにとっても居場所である。訪問者も少しずつ顔ぶれは変わっているが、相変わらず賑わっている。「利用してくださる方がいる限り、ここをやめるわけにはいかない」。スタッフのつぎやきである。

きっかけ

戸塚区の福祉保健計画策定委員会で開催した約30回に及ぶ区民との懇談会で、居場所の設置を望む声が多く寄せられたことがきっかけ。団地内の薬局が閉店して物件が見つかったことから、居場所の実現に大きく動き出した。住み慣れた地域を安心して暮らせる地域にするためには、市民と行政が対等な関係で協働することが必要。横浜市とのモデル事業となった地

トピックス

高齢の独居の男性。元気な時は「ふらっとステーション・ドリームは我が家の応接間」とおっしゃり繁々と利用しておられました。病を得て移動が車いすとなり、食事もスプーンを口に運ぶことも困難になってきました。スタッフの手を借りることもしばしばでしたが、それでも電動車いすです通ってきてくださいました。難病指定を受けた彼は今でもヘルパーさんの力を借りながら毎日のように訪問されます。彼にとって、ここは今でも応接間であり道路は我が家の廊下なのである。



域運営協議会の取り組みは行政と市民の協働により、地域ごとの課題を発見し、足りないサービスを創出するもので、見守り、緊急対応などのサービス等にも取り組むなど活動が広がっている。

ひと・もの・おかね

ひと：口コミでボランティアを募集、30数人が登録。多くの人が高齢者

もの：地元の旧家が大家さん、家賃は18万で今でも変わらない。

開所時は、家に眠っている食器などは寄付してくださいとお願いの声かけをした。

おかね：開所に際しては有志の方々に多額の借金をし、6年目に全額返済。

日替わりランチ 600円(開所当時400円)
飲み物 100円～250円



小学校の空き教室を活用した居場所には多様な人びとがやってくる、地域の人との交流体験が子どもたちの成長にもつながる。

タイプ
4
(食事会型)

コミュニティ喫茶「櫻」 (千葉県四街道市)

(住所) 千葉県四街道市千代田5-4 八木原小学校内
(連絡先) 電話：043-424-0233

e-mail：fukinoto@oregano.ocn.ne.jp

HP：http://fukinoto0233.sakura.ne.jp/
keyaki.htm

責任者：森明子さん

(開催日時) 毎週月曜日、11時半～15時

(運営) NPO法人たすけあいの会ふきのとう

トピックス

週1回だが、年間2,000人以上の人が集っている。スタッフが心がけていることは「無理をしないで地域の人たちと一緒に楽しむ」。多様な人々が自然に助けあうようになっていくのを見守る。脳性麻痺で体が勝手に動いてしまったり、声が急に高くなったりしてしまう人と仲良しになったおばあちゃん、二人がご飯を分け合ったりするのを見てスタッフがほっこり、周囲の人々もほっこり。そんな空間は貴重だ。介護保険のヘルパーさんが付き添って来る人もいる。一人で来られない人には送迎もしているので、多くの人の利用になっている。(毎回40人前後)

内容

小学校の余裕教室のカフェなので、学校のPTAのバザーの日は、子どもも父母も先生も喫茶「櫻」にやってくる。櫻カレーが好評で、スタッフは朝から大忙し。普段の日は、のんびりモード。2種類の定食のうち好きな方を選んで(300円)、地域のいろいろな人とおしゃべりしながらゆっくり昼食。食べ終わるとテーブルごとにゲームをしたり、おしゃべりに夢中のテーブルもあり、てんでに楽しむ。

あちこちから笑い声ははじける。喉が渇くとコーヒートとお菓子(100円)を注文して食べながら談笑が続く。地域のボランティアさんの演奏が始まることもある。フラダンスや手品が飛び出すことも。2教室が使えるので、別の部屋で静かに話が続いていることもある。中の誰かが聞き役で、少々深刻な相談が交わされている場合もあり、帰りがけに聞き役さんが「〇〇さん、少し心配ごとがたまっているようだから相談にのってあげて」と言ってくれる。もちろん放っておかない。

きっかけ

地域福祉についての勉強会をした際に地域の空きスペースの活用が話題になり、小学校も対象になった。地域の人々と働きかけをし、実現。どの様に利用するかについては地域の高齢者などに相談。みんなと一緒に昼食を食べられて、のんびり過ごせるところの希望が多かった。1997年1月オープン。



ひと・もの・おかね

- ひと**：助け合い活動団体「ふきのとう」のメンバーと地域の人々15人でスタート。地域の人々へはポスティングや口コミで募集し、町内会の回覧板でも広報してもらった。地域のボランティアさんの活躍が大。
- もの**：市が2教室の一方には調理施設、もう一方には畳を敷いて押し入れもつけ、トイレは洋式を一つつけてくれた。
- おかね**：立ち上げ費用(食器などの購入)は団体ふきのとうからの借入金。その後の活動費の余剰金で返済。運営費は食事、お茶やケーキ、手作り和菓子の売り上げで賄う。経費は材料費のみで人件費はなし(ボランティアで作ってくれる)。

商店街の空き店舗を助け合い活動の事務所
とみんなの居場所にし、顔見知りになるこ
とで助け合えるきっかけをつくりたい。

タイプ
4
(食事会型)

エフ・エーさろん (大阪市阿倍野区)

(住 所) 大阪府大阪市阿倍野区阪南3-31-15
(連絡先) 電話：06-6627-1977
e-mail：npofa@oct.zaq.ne.jp
責任者：中川喜代子さん
(開催日時) 毎日（お正月・お盆を除く）、10時～17時
(運 営) NPO法人エフ・エー

内容

商店街の中ほど、落ち着いた和風の外
観の建物がある。大きなショーウイン
ドゥに飾られた季節のディスプレイが窓越しに見
え、ついつい中をのぞいてみたくなる雰囲気。手
押し車や自転車で通りかかる地元の人がちょっと
寄り道をする。また、商店街の寄り合い場にもな
る。普段、食事は出さず、飲み物だけを提供し、
食べ物の持ち込み可にしてあるので、商店街で買
った食品を持ち込んで食事をする人も多い。商店
街活性化、地域町会の会議等、地域活動にも役立
つようにしている。

きっかけ

これまでの助け合い活動を続ける中で
「近所の方に頼めるような簡単な依頼
をする人の多くは、地域の中で人とのつながりがな
い人」だと気づいた。そこで地域で友達づくりがで
きるきっかけを提供する場として居場所が不可欠で
あるとの思いから場所探しを始めた。居場所をつくり
たいという思いを持ち続け、収益事業で得た余剰
金を積み立て、個人からの資金援助、市民債権を合
わせて店舗の購入費と改装工事の費用とした。

トピックス

型にはめず、色もつけないようにすることでい
ろんな利用者が集うようになる。まずは始める
ことが大切。催しも団体主催やボランティア主催
等、利用者や参加者の声を拾って開催している。
そして送迎はなくても、自主的に集まって年間約
1万人が利用している。こうでなければという形
ではなく、日々
の活動の中で参
加者、協力者、
地域のニーズに
合わせて形を変
えながら活動し
ている。



ひと・もの・おかね

- ひと**：ボランティアは団体の広報紙で募集。ス
ーパーのチラシの端に募集の宣伝を掲載
したところ100人くらいの応募があっ
たこともある。サロンボランティアの多
くは口コミや来所された方をお願いし
てお手伝いをさせていただいている。
- もの**：空き店舗を法人名義で買い取り、改修。
改修工事もなるべく費用をかけなくてす
むよう、協力者を募って手作りで行っ
た。建物の一部は団体事務所として活
用。
物品は会員や近所の方に呼びかけての寄
付。ショーウインドウには寄付でいた
だいた古い雛人形などを飾るなどして、季
節感を出す。
- おかね**：ハード面は団体の理念の実現に向けて準備
した事業の余剰金を活用。運営費は利用
料としての飲み物代100円、催し物の参
加費100円、ランチ400円。



高齢者のためにと始めた居場所に子ども連れのお母さんたちも通うようになり、食を介した多世代交流ができるようになった。

タイプ
4
(食事会型)

コミ・レス 「地域食堂わたぼうしの家」 (北海道釧路市)

(住所) 北海道釧路市弥生町1-1-33

(連絡先) 電話：0154-41-6144

e-mail：wataie@palette.plala.or.jp

HPは現在再制作につき、下記フェイスブックをご覧ください

→ <https://ja-ja.facebook.com/wataie>

責任者：工藤洋文さん

(開催日時) 毎週月曜日、11時～13時

(運営) NPO法人 わたぼうしの家

トピックス

ボランティアのメンバーには一人暮らしの高齢者もいて、「明日はお手伝いだと思うと、いきいきした気持ちになります」と話す。「地域食堂で知り合った人に声を掛けられるようになって嬉しい」と話す利用者もいて、居場所がいきがいを生み出したり、人と人をつなげたりしている。

内容

楽しくおしゃべりをしながら食事をして、心と体の健康を図ってほしいと2004年に立ち上げた。初めは高齢者が中心だったが、美味しいランチが気軽に味わえると評判が広がり、子どもを連れのお母さんも集うようになった。立ち上げから10年が過ぎ、今では幅広い世代の人たちが集う居場所になっている。一人暮らしの高齢者の方の場合は、あえて「相席」になってもらい、交流のきっかけにする。

受付で名前を書いていただき、名前で呼びかけることで親しみを感じてもらおうなどの工夫をしている。会話と笑顔に満ちあふれる「心の介護」予防を目指す。

開店当初、ボランティアの平均年齢は70代後半が多く、80代半ばの人もいた。今は少し若返り、平均年齢は60代後半で以前よりかなり下がった。参考事例や研究にと、遠くは台湾やJICAの一員として中南米から10人ほどの政府高官も来訪。

きっかけ

運営者であるNPO法人わたぼうしの家は、老いても安心して暮らせる地域

づくりを目指して2000年に設立した。高齢者になると簡単な食事で済ませたり、一人暮らしになると食べるのが疎かになったりすることから、飲食をきっかけとして地域につながりを生み出そうと居場所を立ち上げた。

ひと・もの・おかね

ひと：「わたぼうしの家」のメンバーと地域のボランティアでスタートし、現在10人程度で運営。

もの：場所は、診療所が引越すことになって無償で借りることができた。様々な補助金を利用して備品を調達したが、できるだけ自分たちで賄っていかようと取り組んでいる。

おかね：ランチ400円、コーヒー20円（おかわり自由）

中心スタッフのための人件費を計上しているが、収支はプラスマイナスゼロにおさまっている。



商店街の一角にいつでも誰でも通える居場所があることで、地域みんながいきいきと楽しく暮らすことができる居場所

タイプ
4
(食事会型)

東灘こどもカフェ こもれど 木洩童 (神戸市東灘区)

(住 所) 兵庫県神戸市東灘区甲南町3-7-14 城野ビル1階
(連絡先) 電話：090-7701-6393
e-mail：foryou@view.ocn.ne.jp
HP：http://foryou.main.jp
責任者：中村保佑さん
(開催日時) 年中無休、9時～17時
(運 営) 東灘こどもカフェ

内容

商店街の一角の通りに面した人通りの多い空き事務所を2軒借用。「木洩童

(こもれど)」とは、英語で仲間を表す「Comrade」からで、会員の応募提案で命名。日替わりのランチ、みんなが先生になれる各種講座、毎日の店頭でのバザー、子ども向けイベント、ワークショップなど年間363日開店でほぼ休みなしの状態。入りやすいよう居場所の入り口にバザーコーナーを設置、覗いたことをきっかけに居場所に通うようになり、活動をするようになった人もいる。

毎週火・木は子育てサロン、放課後や休みの時は子どもの自習室として、絵本を置いた図書室などにも子どもたちが集まる。子どもたち対象のイベントや季節行事、その他分類できないたくさんの取組みがあって、「いつでも開いてる！」と言って入ってくる人は今も昔も幅広い。プロジェクトの「東灘なんでもお手伝いセンター」では、有償ボランティアで日常生活の様々な困りごとに対応、「あたふたクッキング」では高齢者等への昼食配達活動を行っている。

きっかけ

2010年「子どもたちへの食育」を出発点に子どもたちだけでなく、親世代とその上の世代も一緒にお互いが思いやりの気持ちを大切にしながら楽しみを分かち合う居場所へ



トピックス

朝9時開店と同時に、バザー用品の店頭出しが始まる。買うだけでなく、「店頭にあったものより、うちにもっといいモノがあるよ」と寄付を届けてくれる人もいる。那智黒・蛤の基石セットの高級品をバザーにと寄付して下さったが、囲碁教室で大切に使っている。ぶらりと来て参加した人が、自分から積極的に関わる人になるまでの時間が極めて短く、今日の参加者が次に講座の先生になったり、シェフになる、ということはここでは当たり前。たくさんの講座・イベント、昼食のメニューなどの情報はアドレスを登録している人全員に毎週1・2回メールで配信。活動日記もエバーノートやホームページで公開している。運営原則は①ボランティアでファミリーの②経理の全面公開③できる範囲の活動の3点。

と成長してきた。最初は子ども対象のイベントを開催、2011年から週に3回で居場所を開催し、さらに2012年7月より現在の「木洩童」へ移転し、年間363日、みんなが主役の共生型居場所として活動が広がっている。

ひと・もの・おかね

ひと：誰でも入れる会員制。スタート時の11人は2018年には約680人に。年代層は子育て世代が約30%、シニア世代が約60%。昼食の調理配達では現在約30人が活動中。運営の中心はシニア男性が担っている。

もの：家賃15万円などの経費は、バザー、昼食弁当、講座事業、会費や寄付から捻出している。

おかね：ランチ 500円 (会員は 350円)、配達もあり。コーヒー等ドリンクは 100円

近年、子どもの貧困対策として各地に広がっている子ども食堂。子どもだけでなくみんなが集うことで交流も生まれ、食を介した居場所になる。

タイプ
4
(食事会型)

ふらっとカフェ鎌倉 (神奈川県鎌倉市)

(住所) 神奈川県 鎌倉市御成町13-32 ソンベカフェ内
(連絡先) 電話：090-5199-1654
e-mail：flatcafekamakura@gmail.com
HP：https://flatcafekamakura.wixsite.com/flatcafekamakura

責任者：渡邊公子さん

(開催日時) 週に1回程度 カフェやレストランの定休日での開催のため不定期、原則16時～19時

(運営) 一般社団法人 ふらっとカフェ鎌倉

トピックス

開催時間は普段、平日16時から19時までだが、夏休みには企業が運営する「海の家」でお昼に開催、また、音楽イベントとコラボレーションしてイベントルームで土曜日にも開催した。お寺や障害者施設との協働も進んできた。夏休みなどの昼間の子どもの食事が気になるという親御さんのためのランチ開催や保育園帰りの親子が参加できるための夜の会の開催など、様々なニーズに応えられるように、活動のバリエーションを工夫している。

内容

子どもの「孤食」「個食」やフードロスなどの課題を解決するために「みんなで作ってみんなで食べる＝みんなたべ」の活動を開始。子どもの貧困対策だけに特化するのではなく、世代間の交流の中で、自然に「困っている人」を助けることができるような活動をめざしている。ボランティアとして参加する方も10代～80代の方まで様々であり、参加者も赤ちゃん連れの親子から、高齢者の方まで幅広い。誰でもが「ふらっと」来て、「ふらっと（平等）」な関係で関わるための「ふらっとカフェ」である。

きっかけ

鎌倉市民活動センターなどで関わりのあったNPO団体、市内の大学、高校の教員、カフェ・レストランの店主、高齢者施設のスタッフなどを中心に運営に関わるスタッフがまずは「子どもたちのために」と団体立ち上げに動いた。声を上げたところ、すぐに多くの方から協力の問い合わせが届き、店舗などの協力の声もあり、活動を開始した。



ひと・もの・おかね

ひと：開催の日には毎回10人～15人ほどのボランティアの方が参加し調理、子どもの見守り、遊び相手などを行う。会場の特徴に合わせて、子どもたちも調理に参加できたり、近くの公園で遊ぶことができる時もある。

もの：場所は、協力してくれるカフェ・レストラン・高齢者施設（現在7か所）を中心に開催。

食器・調理器具は店舗のものや廃業した飲食店や配食サービス団体の食器などの寄付。

食材は農家、家庭菜園、大手スーパーマーケット、市内の個人商店、個人の方より寄付。

市内限定のフードバンク機能も担う。

おかね：参加費 大人：400円（ボランティアも）
子ども（3歳以上）～中学生：200円
（ボランティアの高校生・大学生も含む）

個人、チャリティコンサートの収益などの寄付も多く、地域の交流バザーでの収益の寄付もある。

「無理しない」「詮索しない」「笑顔」を
モットーに、子どもから高齢の方までが集
う総合的な居場所です。

タイプ
4
(食事会型)

子ども食堂ながさき (長崎市)

(住 所) 長崎市上町1番33号
(連絡先) 電話：095-828-1470
e-mail：kodomosyokudou@nagasaki-boshikai.jp
HP：http://www.nagasaki-boshikai.jp/
kodomosyokudou/
責任者：山本倫子さん

(開催日時) 毎週火・木曜日、18時～21時(それぞれの曜日ごとに開催場所が異なる)
(運 営) 一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき

トピックス

学習支援も予約制で同時刻に行っている。学習支援のスタッフには一人ひとりに寄り添った学習支援ができるように予約時に学年を確認している。子どもたちにとっては勉強だけでなく、様々な人たちとふれあう中で、社会的なマナーなどを学ぶことができる機会になっている。また、様々な相談に対応できる専門的なスタッフを配置。0歳～80代の多世代交流の場でもある。また、離乳食対応もしている。

内容

ひとり親家庭の子ども対象の「子ども食堂」。ひとり親の経済的な負担や食事の準備に関わる負担を軽減する、という明確な目的を持って開催している。参加できる子どもは、予め予約をして参加する。支援が必要な子どもたちに、支援が届く活動になっており、家でひとりだけで食事をすることもある子どもたちにとって温かな食事をみんなで食べる、という場が提供され、保護者にとっても心強い場所である。食後も宿題をしたり、のんびりとおしゃべりをして過ごす時間になっている。

きっかけ

ひとり親家庭に対する総合的支援を行ってきた中で「冷蔵庫に何も無い」「給食しか食べていない」「できあいのものだけで、作りたての温かいご飯を食べたことがない」「勉強がわからない」「宿題を聞く人がいない」「塾に行く事ができない」などの子どもたちに携わってきた。
また、保護者も「子どもが、不登校や行きしぶり

の状態、安心して働くことができない」「自分自身が精神的に不安定」「悩みを打ち明け、落ち着ける場所がない」「心を開いて話せる相手がない」「お金の管理ができない」など様々な悩みを抱えている現状がある。このような状況の家庭への総合的な支援ができないかとの想いから「子ども食堂ながさき」が誕生した。

ひと・もの・おかね

ひと：調理と学習支援のボランティアを募集
もの：場所は教会とふれあいセンターを活用
おかね：ひとり100円、30食予約制



コラム 「きまぐれ八百屋のこども食堂だんだん」

「こども食堂」の名づけ親と言われる「きまぐれ八百屋だんだん」の近藤博子さんの活動は、様々なメディアで既に紹介されている。学校の副校長先生から「親御さんの病気などで、家での食事がバナナだけの子どもがいる」という話を聞いて、活動を始めたとのこと。子どもたちだけでなく、親子連れや一人暮らしの方など、いろいろな人たちが集まる場になっていて、食事だけでなく宿題をする子や見守る大人など自然であたたかな交流があります。子どもの貧困が注目されているが、来たいと思う人の中には経済的な理由だけでなく、何か困っていることがある場合もあるので、「必要だから来る」居場所であることを大切にしているそうです。小学生のころから通っていた子どもが高校生になって、「手伝うよ」と来てくれることもあり、そのような子どもたちの成長もまた、活動の原動力になっているとのこと。

買物支援の往復のバスの中が居場所ようになった事例

その他

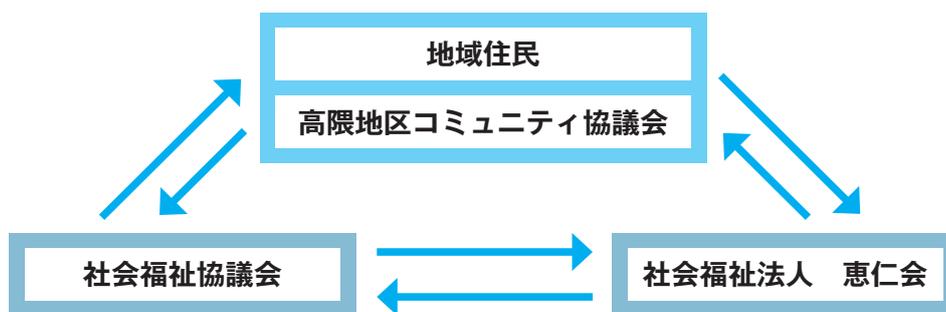
【買物支援】

高隈地区ドライブサロン
(鹿児島県鹿屋市)

(問い合わせ先) 鹿屋市社会福祉協議会 電話：0994-44-2951

トピックス

高隈地区での取り組みを参考に、他の地区でも5法人が運営に協力し、6ヵ所で「ドライブサロン」の活動が生まれている。2017年度には6ヵ所全体で268回開催されている。



背景

高齢化率50.3%

(内訳：独居27%、高齢夫婦45%)

2015年高隈地区コミュニティ協議会設立準備会による住民アンケートによると、「買い物のために80代になっても車が手放せない」、「自分で品物を見て買いたい」「生鮮食品を買える店が地区にないので、市街地まで出かけた」というような声が集まった。

公共交通機関がなく、商店街もない3地区に重点を絞り、コミュニティ協議会で地域内の調整を担い、地域内の商店や自治会長・民生委員の協力を得て、対象者の選出も行なった。社会福祉法人恵仁会へ協力を依頼し、マイクロバスでの送迎の協力を得た。

買い物には社協職員の付き添いがあり、安心して買い物を楽しむことができる。送迎のバスの中でも交流が深まり、居場所のような雰囲気が生まれている。

運営

■ 恵仁会

毎週水曜日 13時～15時

登録者19人

鹿屋市内大型スーパーへの送迎

■ コミュニティ協議会

参加者の出欠確認、集約、活動時のボランティアの確保を担当

2015年度 (2015年10月～2016年3月)

活動実績25回 1日平均12人利用

2016年度 (2016年4月～2016年12月)

活動実績37回 1日平均12人利用

行き帰りのマイクロバスの中で過ごす1時間ほどの間、話はずみ交流がうまれているので、買い物をするためだけでなく、買い物にでかけることをきっかけに、地域でのつながりをつくる場となっている。



その他

百金食堂 まあじ **【真地団地自治会】**
(沖縄県那覇市)

(住 所) 沖縄県那覇市字真地277
(連絡先) 電話：098-854-4721 真地団地自治会
責任者：豊里隆史さん

真地団地は那覇市郊外にある市営団地で、約400世帯が暮らしている。自治会は1981年設立。当時40代半ばで会長に就いた^{まへき}真榮城嘉政さんは長い間会長を務め、団地内で増えていく高齢者の様子から、これからの自治会活動は行事中心型から暮らしの様々な問題に対応する通年での取り組みが必要だとして「自治会福祉」を提唱し、様々な活動に取り組んだ。例えば1998年には那覇市の地域ふれあいデイサービス事業に市内第1号として取り組み、「真地団地ゆんたく塾」を開設。現在に至るまで、年末年始等を除く毎週木曜日に欠かさず行った。また、自治会組織に「地域福祉部」を設けて、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員児童委員やボランティア等にも外部役員に入ってもらうことで協働による助け合いに取り組んでいる。

さらに、2010年に新たな居場所づくりと「個食（孤食）」の改善を目的に、那覇市自治会活動事業補助金を利用して立ち上げたのが「百金食堂」。毎週金曜日に100円の参加費で食事会を行うというものである。利用者は当初の20～30人から50～60人に増え、団地外からも1割くらいの方が利用している。子どもたちの休み期間中は

無料で招待し、世代間交流の場にもなっている。特徴的なのは、毎月2～3回、他の市町村から体験見学に10～20人の方が訪れ、食を通じた居場所づくりに関する意見交換が行われる交流拠点になっていることだ。

真榮城さんの、「百金食堂を通して、何日も同じものを食べているという、意外に知られていない一人暮らしの高齢者の食の貧しさを知りました」という声は、現会長豊里隆史さんに引き継がれ、配食サービスや見守り支援活動に取り組んでいくとともに、「地域福祉部」を中心に各関係機関との協働で「自治会福祉」の実現をめざしている。



「認知症カフェ」の事例

近年「オレンジカフェ」など認知症者やその家族を対象にした地域との交流の場が各地で広がってきている。厚生労働省は2015年1月に新たな認知症の国家戦略「新オレンジプラン」（認知症施策総合戦略）を発表したが、その中にはケアラズカフェを含めた認知症カフェの数値目標も盛り込まれた。予防の観点からも認知症カフェが注目されている。たとえ認知症になっても最期まで地域で生活できるように地域での交流の場が必要であり、認知症に特化していない共生型常設型居場所では認知症の人もあたりまえに参加し、様々な人とつながり、いきがいをもちながら過ごしている居場所も増えてきている。

その他

カフェ オレンジリボンウッド「(とまり木)」 (東京都杉並区)

(住 所) 東京都杉並区高井戸西1-12-1(浴風会本館1階に事務所)
(連絡先) 電話：03-3334-2149 Fax：03-3334-2694 e-mail：kenshuu@yokufuukai.or.jp
責任者：服部安子さん(浴風会ケアスクール校長)
(開催日時) 第2月曜、第4金曜日、11時半～15時

認知症カフェでありつつ、都市型居場所として地域の誰でもが参加できる。「誰もが共に支え合う都市型コミュニティ Cafe」としての居場所。オレンジリボンウッドの名前は、「止まり木」に使われることの多いリボンウッドという木の名前から命名。地域の福祉作業所によるパン・焼き菓子や、永福学園食品コースの生徒たちによる「淹れたてコーヒー」を販売。お茶を飲みながら気軽にチャレンジできる「クラフトコーナー」では折り紙や小物作りにも参加できる。認知症のある、なしにかかわらず、参加可能なコミュニティ・カフェ。認知症初期でサービスが使えない人や、介護をしている家族の人、地域の方、誰でも参加できる。介護の専門職もいるので、ちょっとした相談事もお気軽にどうぞ！と呼びかけている。

2013年の開設当初から地域連携活動支援事業として地域の社会福祉法人、特別支援学校、認知症介護家族会、若年認知症家族会、その他地域の団体でプロジェク

トチームを立ち上げ、地域からの協力を得てスタートしている。初年度は、認知症等の専門的な知識の普及のための啓発セミナーを開催するな

ど、認知症当事者や家族向けのセミナー開催とコラボレーションして開催したが、翌年は「都市型地域連携コミュニティ café モデル推進委員会」を立ち上げ、数多くの障がい者団体、学校、町内会、民生委員にも参加してもらい、地域とのつながりを密接にした。また、永福学園の活動は東京都の教育委員会への働きかけにより、特別支援学校の生徒の社会性を高めることを目的とした教育活動の一環に位置づけられている。

月に2回程度の開催には平均80人程度の参加者が集まる。施設内で孤立しがちな高齢者も参加されるようになり、つながりが広がりつつある。社会福祉法人として地域貢献事業として継続しやすい活動として、他の団体からも同様のコミュニティ・カフェの開設の参考になっている。「認知症カフェ」から「コミュニティ・カフェ」へという広がりの中で、赤ちゃん連れの参加者の方も気軽に参加するようになってきた。



民間による支援

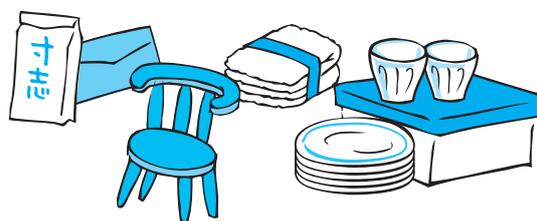
居場所は、地域の大切な共有資源であり、地域の人々の絆をつくり出すものです。

したがって、その影響は居場所を利用する人だけに限らず、地域の人々全体に及びます。人々の絆が失われると、地域そのものが崩壊していきます。**絆のある地域を求める人々**は、居場所の維持のために支援をしましょう。

まずは、居場所の意義を認識し、その存続・発展のために口コミで広げることや、家庭に眠っている物品を寄付するとか、運営者と話し合い困っていることに協力するなど、地域に住む人々みんなで支える雰囲気をつくり出します。これらは**生活支援コーディネーターの任務**の一つでしょう。

地域の企業や社会福祉法人なども同様に居場所

の維持、発展のために、物的な面（例えば不要となった備品の提供）や情報面（例えば地域の顧客に対する居場所の紹介）などで貢献することが望まれます。地元のお祭りへの寄付や、職員の派遣のように居場所への支援が地域の絆の形成につながりますので、大変有効な社会貢献になります。



行政による支援の基本的考え方

1. 自主性・自律性の尊重と実績報告

行政による支援は公金によるものですから、公平で有効かつ適切な支援となるように行われなければなりません。公金の支出に対しては、不当な支出を回避するための厳格なルールが設けられ、厳しいチェックが行われる仕組みになっていますが、これが、自主的自律的個別的な運営が必要な居場所に対する支援の足かせとなっているのが実態です。

例えば、**新地域支援事業における通所型サービスB**や「**通いの場**」では、対象者が典型的に限定されていますが、これは地域の絆をつくり、地域のすべての人々の共感をつくり出そうと望んで居場所を運営する人々にとっては補助金を申請するうえで足かせとなります。

行政も、互助の活動を盛んにし、共生社会を実現するために居場所には強力な効果がありますので、従来なじんできた予算、決算の縦割りのルールを最大限緩和する仕組みを考案しなければなりません。特に新地域支援事業実施の責任を負

う市町村は、そのことを常に意識し、法的に許される限度まで、補助金交付に関する縦割りの縛りを緩和する工夫と努力を続けてほしいと願っています。まずは、居場所に対する補助金の基本原則は、これまで助け合い活動に対する行政の支援について広くいわれてきているように、「**金は出せども口は出さな**」ということです。

つまり、住民たちが、自主的主体的に取り組む居場所活動を可能な限り始めやすくし、継続しやすくするような補助金の出し方が求められるのです。

例えば一般介護予防事業における「通いの場」に補助金を出す場合、通いの場への参加者の人数を報告することは公金の不当支出を防ぐためにや



むをえないことですが、住民の属性（地域の居住者か否か、年齢など）についての記録や報告を求めるのは、居場所の運営に区別と排除の論理を持ち込むことで住民の参加意欲を失わせませす。住民の共感と、絆がある居場所に集う人たちの意欲がなければ運営は続きません。したがって、適正に運営されていることの確認方法は、日々の参加者数、活動内容・ボランティアの人数など最小限のものにとどめ、それ以上の記録及び報告を求めないこととするのが、この問題を解決する適正な方法かと考えます。市町村の工夫と決断が求められます。

コラム

補助金をどのように支払うかは、各自治体の裁量となります。支払い方法の例をみると、生活圏域ごとにつくられる地域協議会などに年間一定額（数10万円から200万円程度）をまとめて払う、市民の居場所の立ち上げ費用を上限の範囲内で何十万円か払い、あとの運営費は居場所に来る市民の数に応じ、一日30人以上なら月7万円などと基準を定めて支払うなど多様です。

問題は、支払い方法です。助け合いは、市民相互の互助の活動として自主的、自発的に行われるものですから、その運営に要する経費も市民で分担することが、本来一番望ましいことです。自主性を確保するためにもっとも適しているといえます。全国を見ても、しっかり助け合い活動を展開している団体は、その運営費用も地域の幅広い層の個人や法人から継続的に寄付を受けて賄っています。

しかし、日本はまだ米欧先進諸国（現代的共助活動の先進諸国）ほどには寄付文化が根づいていないため、ほとんどのボランティア・助け合い組織の運営者は、運営費の調達に四苦八苦しています。難しいのはこのところで、困っているからとその分補助金を出しても、それで助け合いは必ずしも広がりません。

補助金を出したために、活動が次第に行政依存型になっていき、運営のやり方が官僚的、つまり形式的、画一的、先例踏襲型、平目型（上向き志向）になり、活動者の志が失われて活動のインセンティブ（喜びや充実感）が消え失せ、活動自体が衰退してしまった事例は、世界にも日本にも様々にあります。

補助金の出し過ぎは絶対によくありません。しかし一方で、必要な時に必要な資金を出さないと、せっかく住民・市民がやる気になってもその活動が生まれません。

2. 居場所のあり方の認識

介護保険法の改正により新しい総合事業の中で「通いの場」をつくることが求められています。介護予防の「通いの場」をつくることだけが目的ではなく、居場所づくりを通じた互助による助け合い、支え合い活動を生み出すことが目的であるということ意識することが大切です。

このような活動を行うことにより居場所が助け合いの基盤となり、そこで人が交流することによって相互に共感を持つようになり互助が醸成されていきます。

その必要性と過剰性を誰がどう判断するのか。これが成否を決める鍵となります。

それが分かるのは、助け合いの現場であり、行政ではありません。現場で「何とかこの活動を広めなければ」とやきもきしながら身を粉にしていると、肌身で分かるからです。

そうなると、新しい仕組みの中で適正に判断できる機関は、第2層（生活圏域）の協議体になると考えられます。

協議体は、地縁組織やNPO、社協、生協、その他地域の助け合いを行う各種の団体をリードする人物が参加し、生活支援コーディネーターと組んで市民の求める助け合い活動を掘り起こしていくこととなります。どの組織にどれだけのお金を何の経費として出せばよいか、そしてどこで出すのを止め自助努力に委ねて大丈夫かを知るのがメンバーの任務です。

となれば、市町村は総額を示してその配分を示して、その配分を彼らの判断に委ねるのが、公の資金をもっとも有効に活用する方策といえるでしょう。補助金で市民の助け合い活動をコントロールするような考え方は捨て、育成支援の点から仕組みを検討していくことが大切です。

一方、補助金を受ける居場所の運営者は、いつ補助金が打ち切られてもよいように、運営資金の多様な調達方法を整えていく努力を続けなければなりません。行政は、補助金を出した時から、対象団体の多様な調達方法の開発に協力することが重要です。市民基金の設立に協力したり、調達方法に関する情報を提供したり、地元の経営団体等に地域活動活性化への協力を呼びかけたり、場合によっては寄付の意見を有する人を紹介するなどです。

補助金・助成金以外の行政の支援



まずは旗振り

居場所の必要性はますます高まっていますが、例えば「長期総合計画に入れる」「市の重点事業として取り上げる」など、居場所の必要性を行政が認めることによって、住民への啓発がなされ、住民の意識が高まります。特に第1層の生活支援コーディネーターや協議体は、住民ニーズを把握し、その必要性を住民の声としてまとめ、計画に反映してもらうなど行政に提言をしていくことが求められます。

人材の発掘

生活支援コーディネーターや協議体を中心になって、居場所を含めた助け合い活動の研修会やフォーラム、ワークショップなどを開催し、中心になって取り組む人材を発掘します。行政がさらにそのバックアップ（会場の紹介や貸し出し、開催費用の支援、広報支援等）することで、開催しやすくなります。

立ち上げの支援

場所探しの協力（空き家・空き店舗・空き教室・公共の施設など）が有効です。

空き家、空き店舗などの活用は居場所づくりに有効ですが、住民が簡単に借りられるものではありません。この機会に、生活支援コーディネーターや協議体が行政の担当課と連携をして、固定資産税の免除なども含めて検討し、空き家や空き店舗などを活用した居場所づくりが広がるよう、働きかけてみてはいかがでしょうか。

運営の支援

* 広報による支援

例えば行政が事例集をつくったり、居場所マップを作るなど、わが町の居場所を広報することで、地域に周知され、理解が広がったり、関心のある人たちの参加につながります。生活支援コーディネーターや協議体は、必要に応じて行政へこのような活動を提案したり、また、助け合い活動を広める活動として、市民に呼びかけてマップづくりに取り組んだりすることで、地域への普及活動にもつながります。

* 自治会、民生委員、NPO、社協、学校、地域包括支援センター等、地域の組織や人とのつながり役

居場所活動を始めるに当たり、地域にある既存活動や組織（自治会、町内会など地縁組織、民生委員、NPO、社会福祉協議会、学校、地域包括支援センターなど）やご近所の住民などにあいさつ回りをする際に、生活支援コーディネーターや協議体が支援することは、地域の居場所として活動をしていくうえで大切です。

* 交流会や研究会の開催

情熱を持ってはじめた活動も、時間が経つにつれ、次第に様々な悩みが出てくることもあります。

例えば年に1回、生活支援コーディネーターや協議体を中心となり、居場所実践者に呼びかけ、交流会や情報交換会、研究会などを開催し、方向性を確認したり、情報交換により悩みを解決したり、仲間づくりをすることで活気が生まれ、普及活動につながります。

5章 「新しい総合事業」(通いの場)の活用

第6期介護保険制度改正(2015年4月1日)でこれまで予防給付として全国一律の基準で提供されていた要支援1・2の方への訪問介護・通所介護が、市町村が実施する地域支援事業に移行することになりました。この新しい地域支援事業における「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、新しい総合事業)の中に、「居場所」の取り組みが盛り込まれています。新しい総合事業では、これを「通いの場」と呼んでいます。

■ 通いの場とは

住民・ボランティア主体でこの通いの場をすすめる際、新しい総合事業では、2つの取り組みの類型が参考として示されています。一つは、介護予防・生活支援サービス事業における住民主体による支援としての通所型サービスB、もう一つ

は、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業における住民主体の通いの場です。

通所型サービスBで取り組む通いの場と、一般介護予防事業で取り組む通いの場の主な違いは次のとおりです。次ページからの表1と表2は、国が示している内容です。

①通所型サービスBの場合

対象：要支援認定を受けた要支援者(要支援1・2)と、基本チェックリストによる該当者(介護予防・生活支援サービス事業対象者)。ただし、これらの要支援者等の利用が中心となっていれば、要介護者であっても、またはいずれにも該当しない高齢者でも利用できます。

ケアマネジメント：あり

その他：定期的な利用が可能な形態を想定

②地域介護予防活動支援事業(一般介護予防事業)の場合

対象：要支援認定等を受ける必要はなく、すべての高齢者が利用できます。

ケアマネジメント：なし

48ページの表2の備考にあるとおり、どちらの事業の通いの場でも、障がい者や子どもも参加できます。従来、行政の制度では、「高齢者」「障がい者」「子ども」など、対象がいわゆる縦割りになっていることが当たり前でした。新しい総合事業のうち、現行の通所介護に相当するサービスと通所型サービスAも、基本的にこれまでの保険給付と同等あるいはそれに準じた内容での実施であり、対象も限定されています。またこれらは雇用労働者による実施が主体となり、助け合いではありません。しかし、通所型サービスBと一般介護予防事業で示されている通いの場は、まさに住民・ボランティアが助け合いで行うことが可能なものです。

今回の新しい総合事業では、この事業全体の目

的・考え方として、ガイドラインで「住民主体の多様なサービスの充実」「ボランティア活動との有機的な連携」「高齢者が地域で社会参加できる機会の増加」「共生社会の推進」等が謳われています。これらを具体的にすすめられる取り組みが、この通いの場といえるでしょう。

要支援高齢者への単なる支援サービスとしてではなく、この通いの場を通じて、高齢者本人のいきがいのもと、障がい者や子どもを含めた地域の多世代の人々が様々に参加し、ふれあい、関わりを持てるような、そんな活動を立ち上げていきましょう。そうして生まれたつながりや絆は、豊かな地域づくりの土台となります。また次のステップとして、通いの場を通じた人と人とのつながりから、自然に生み出される助け合いへの発展

も期待されます。

市町村が具体的な仕組みを決定する際には、この改正の趣旨と意義を踏まえ、地域で住民・ボランティア主体で行う通いの場の取り組みについ

て、住民のやる気を削ぐことのないよう、その工夫が生きるように可能な限り柔軟な仕組みとすることが望まれます。

表 1 「通所型サービス」の類型（国が示している典型例） 出典：厚生労働省

通所型サービス ※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
		②通所型サービス A (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービス B (住民主体による支援)	④通所型サービス C (短期集中予防サービス)
サービス種別	①通所介護			
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3-6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定 / 委託	補助（助成）	直接実施 / 委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者（例）	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職（市町村）

表 3 「第 1 総合事業の実施に関する総則的な事項 1 事業の目的・考え方」 出典：厚生労働省

へ 共生社会の推進

住民主体の支援等を実施していくに当たっては、地域のニーズが要支援者等のみに限定されるものではなく、また、多様な人との関わりやつながりが高齢者の支援にとっても有効であることから、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等も含めた、対象を限定しない豊かな地域づくりを心がけることが重要である。

そのため、総合事業の実施に当たっては、柔軟な実施に心がけるとともに、子育て支援施策や障害者施策等と連携した対応が重要である。

表2 「通所型サービスB」と「地域介護予防活動支援事業」の比較 出典：厚生労働省

基準	介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
サービス種別	通所型サービスB（住民主体による支援）	地域介護予防活動支援事業（通いの場関係）
サービス内容	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・定期的な交流会、サロン ・会食等	介護予防に資する住民運営の通いの場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン等
対象者とサービス提供の考え方	要支援者等	主に日常生活に支障のない者であって、通いの場に行くことにより介護予防が見込まれるケース
実施方法	運営費補助 / その他補助や助成	委託 / 運営費補助 / その他補助や助成
市町村の負担方法	運営のための事業経費を補助 家賃、光熱水費、年定額 等	人数等に応じて月・年ごとの包括払い 運営のための間接経費を補助 家賃、光熱水費、年定額 等
ケアマネジメント	あり	なし
利用者負担額	サービス提供主体が設定 (補助の条件で、市町村が設定することも可)	市町村が適切に設定 (補助の場合はサービス提供主体が設定することも可)
サービス提供者(例)	ボランティア主体	地域住民主体
備考	※食事代などの実費は報酬の対象外（利用者負担） ※一般介護予防事業等で行うサロンと異なり、要支援者等を中心に定期的な利用が可能な形態を想定 ※通いの場には、障害者や子ども、要支援者以外の高齢者なども加わることができる。（共生型）	※食事代などの実費は報酬の対象外（利用者負担） ※通いの場には、障害者や子どもなども加わることができる（共生型）

■ 活動の費用

新しい総合事業の通いの場では、立ち上げ支援や運営費などの補助や助成ができるようになっていきます。その具体的な中身も市町村の裁量で独自に決めることとなります。

○「補助（助成）の概要」

国の定める新しい総合事業のガイドラインでは、次のように示されています（一部要約）。

まず立ち上げの支援資金、活動場所の借り上げ費用、間接経費（光熱水費、サービスの利用調整等を行う人件費等）等の基盤整備の経費や運営費が可能です。また運営費の一部を補助するものですが、年間の一定額を補助することも可能とされています。例えば、消耗品費や備品購入費等も可

能です。ただし、直接要支援者等に対する支援等と関係ない人件費等は対象になりません。

現行相当サービスと異なる点は、これらが間接経費の支援（補助・助成）であることです。利用者個人のサービスにかかる費用についての支援ではなく、あくまで取り組む団体への支援という考え方です。

■ 取り組みのポイント

皆さんが、地域で居場所を立ち上げる時に、新しい総合事業の通いの場として取り組むポイントをいくつか挙げてみます。

○新しい総合事業で何をやっているか

新しい総合事業では、市町村は、国が例示しているすべてのサービスメニューを実施する必要は

ないため、移行しても、通所型サービスBや一般介護予防事業の通いの場をまだ想定していない場合もあります。その場合は、市町村独自の補助・助成、あるいは民間助成資金の活用、地域に働きかけて寄付を募るなどをまず検討しましょう。併せて、すでに地域で住民主体による「居場所」の活動を行っている人たちと連携して、本書に記しているような「居場所」の効果を、行政担当者や新たに誕生した生活支援コーディネーター・協議体の関係者に地道に伝えて、仕組みとして取り入れて推進してもらえるよう働きかけていくことも大事です。

○一般介護予防事業の通いの場のほうが

取り組みやすい

46ページ①の通所型サービスBは、要支援者等とされる「対象者」を「継続的」に受け入れる必要があります。従って、これまで居場所をまったく始めていない場合は、すぐにこの通所型サービスBの通いの場から取り組もうとするのは、ハードルが高いと感じるかもしれません。

本来は住民主体の自主的な取り組み推進を目指すものであり、意欲ある人たちにどんどん新規に参入してもらいたいのですが、残念ながら、まだ市町村自体が、「住民主体」という制度のつくり方に慣れていない側面は否めません。対象とする団体の条件にこれまでの活動実績（年数等）を問う自治体もあります。

その点、46ページ②の一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）による通いの場としての立ち上げは、新たに設立するときには取り組みやすいでしょう。自治体によって条件は異なりますが、人数も5人くらいからの手挙げ・登録方式で呼びかけている市町村も出てきています。

これらは、市町村のホームページでも広報されていますので、よく確認しておきましょう。ただし、どちらの事業の形であっても、活動状況の報告は行政側に提出が必要です。

■ もう一つの類型 訪問型サービスDとの連携

今回、新しい総合事業に盛り込まれたもう一つの新しい類型に「訪問型サービスD（移動支援）」があります。例えば、サロン等の通所型サ

ービスを利用する場合に、その前後の送迎も含まれる形での支援が可能です。居場所をすでに行っている人が、新たにその送迎を行おうとする時などに、検討できる類型です。

※NPO法人全国移動サービスネットワークのHP参照

アドレス：<http://www.zenkoku-ido.net>

■ 補助・助成を活用する際の留意点

行政からの補助・助成は、活動を立ち上げる上で、大変に貴重な資金となります。居場所の立ち上げには、場所や物品の費用が必要になりますので、今回、立ち上げ時の費用も支援されるようになったことはとてもありがたいことです。

ただし一方で、課題もあります。補助・助成の出し方、使い方は、助け合いを広げる視点から考えると、時にはボランティアの主体性をなくすことにもつながりかねません。補助・助成に依存した形になると、活動への思いが弱まり、結果として助け合い活動としての継続が難しくなります。

居場所は、地域の助け合い活動ですので、参加者や地域の皆さんの支援も含めて活動が自主的に継続できるように取り組みながら、補助・助成はうまく依存にならないよう活用していくことが重要です。

コラム 助け合い、「居場所」を推進する新しい制度をぜひ活用しましょう。

■ 生活支援コーディネーター・協議体が各地に誕生しています。

第6期介護保険法の改正によって、生活支援体制整備事業が位置づけられ、生活支援コーディネーターや協議体の設置が必須となりました。この事業が位置づけられるまでは、地域包括支援センターや行政の実施する地域ケア会議の機能の中で、地域に不足している社会資源の開発、地域の課題解決のために必要な人材の育成、ネットワーク構築等が位置づけられていました。

地域包括支援センターは、高齢者等の相談を総合的に受け止め、個別支援のための多職種連携による包括ケアネットワークを構築します。そして、個別支援から見てくる地域特有の構造をもち解決すべき課題(地域課題)を発見します。

その中で、困難事例や、医療・保健・介護等の課題は地域包括支援センターが主に対応しますが、助け合いやボランティア活動のような支え合いで対応できる課題については、生活支援コーディネーターや協議体につなぎ、地域での資源開発(支え合い、居場所)の推進を行うこととなります。

また、新しい総合事業では、住民主体で実施する通いの場にも、条件はあるものの行政による運営費等の補助が可能になりました。この制度にかかわる機関等には、以下のような役割が期待されています。

○行政の役割

行政には、介護保険法において生活支援サービスの体制整備(生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等)が求められています。事業の実施主体は行政ですが、生活支援体制整備においては行政主導で実施するのではなく、各種後方支援に徹することが大切です。

生活支援コーディネーターから行政に対する提言は、住民サイドからの提言なので、行政には厳しいものになりがちですが、提言をしっかりと受け止め実現することが行政の役割となります。

○生活支援コーディネーターの任務

生活支援コーディネーターの任務は、支え合い・助け合いを広めること(創出、拡大とネットワーク化)にあります。コーディネーターとは、辞書では「調整役」とされています。しかし、生活支援コーディネーターの役割は、つくり出す機能が主であって、調整は助け合い活動を拡大、適正化するために行う従たる役割に過ぎません。介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインでは、生活支援コーディネーター(地域支え

合い推進員)と表記されていますが、カッコ書きの地域支え合い推進員というのが、実態に即した表現です。

○協議体の目的と構成員の役割

協議体は、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められるので、市町村が主体となり、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とするとされています。

協議体は、ニーズや地域資源の情報共有、連携の強化、情報の集約化による地域課題や実態の把握(地域資源の調査・マッピング等)、既存のサービスで対応できるものとできないものの仕分け、既存のサービス、集いの場等の活用、開発が必要なサービスの議論、地域包括支援センターとの連携等、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的としています。

同時に協議体には、単に地域の課題を把握したり、問題提起したりする協議の場にとどまらず、課題に対する取り組みの具体的協力依頼や他団体の参加や協力依頼をするなど、生活支援コーディネーターの組織的な支援をすることが求められます。

協議体構成員に期待される役割は、協議に参加することだけではなく、生活支援コーディネーターを補佐してそれぞれの分野で助け合い活動を創出し、拡大することです。この役割を自ら果たすことが強く求められるのであって、このことの重要性を忘れてはなりません。そのための実働部隊としての組織化が重要であり、従来の充て職による委員会とは大きく異なります。その意味でも協議体構成委員には、そのことを理解し覚悟を決めてもらう必要があります。

○社会福祉協議会の役割

生活支援コーディネーターは、地域の信頼を得ている住民の代表を実質的に選ぶことが原則です。社協は、その地域のインフォーマルな情報をもっとも有しており、それぞれの機関の調整機能も有しています。従って生活支援コーディネーターの側面的支援や協議体の事務局の役割を果たすことが求められてくるでしょう。協議体の事務局機能の重要性を認識する必要があります。

あとがき

「さようなら」「気を付けておかえりくださいね」。夕方、空がオレンジ色に染まる頃、地域の居場所で1日過ごした4人の高齢の女性たちが玄関を出て歩き始めた。その中には認知症の91歳の女性もいる。私はちょっと気になりそっと追いかけた。4人は横に並んで歩いている。時々顔を見合わせ笑いながら、まるで「今日も楽しかったね」という声が聞こえそうな様子だった。道路に出る手前で1人が後ろを振り返り、私に気づいて手を振ってくれた。思わずこちらも手を振りかえしたら、ほかの3人も手を振ってくれた。こちらも大きく振りかえした。数時間一緒にいただけなのに心が通じ合えたようなあったかい気持ちになった。4人はお互いに頭を下げて2人ずつ右と左に分かれて家路へと向かった。「またね」という声が聞こえてくるようだった。

これはある居場所での風景です。行くところがあり、いるところがあるうれしさ。自分らしく過ごせる場所がある安心感。誰にも身近なところにそんな居場所があるといいなと思います。

地域に様々な居場所が広がり、子どもから高齢者までいろいろな人たちがつながり助け合う。誰もがつながり・ふれあいの中で、自分の持っている力を生かしながらいきいきと。そして、安心して暮らせる地域が広がることを願っています。

いつでも誰でも行ける場所を広げよう！

居場所ガイドブック

2022年2月

公益財団法人さわやか福祉財団

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館 7階

TEL (03)5470-7751 FAX (03)5470-7755

e-mail : ibasyo@sawayakazaidan.or.jp

H P アドレス : <https://www.sawayakazaidan.or.jp>

この冊子は住友生命保険相互会社からの助成金により作成しております

無断複写・無断転載はご遠慮ください©

